

昭和二十四年六月十六日印刷

(第十七部)

第五回 參議院大藏委員会会議録第三十四号

政府委員
大蔵政務次官 田口政五郎君

昭和二十四年六月十七日施行

參議院事務局

印刷者 印刷局

(四二〇)

昭和二十四年五月二十三日(月曜日)午前十時十三分開会

本日の会議に付した事件

○協同組合による金融事業に関する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○國立病院特別会計法案(内閣提出・衆議院送付)

○連合委員会開会の件

○日本銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○租税制度に関する調査報告書に関する件

○復興金融金庫の大口融資先資金監査報告書に関する件

○農業長(農業振興課)これより委員会を開会いたします。

ければ分りませんが、村の下に大字がございまして、その下にこうちがござります。その一つのこうちに五万円から十萬円の割当をいたしまして、定期預金証書を今賣つて歩いておりまして、これが非常に成績がようございまして、お宅では千円のを五枚付き合つて頂きたいという工合に、定期預金証書を買つております。その定期預金証書の販賣能率といふものを見ますと、一〇〇%行つております。これを政府でやつて頂きますと、定期預金という安定した長期預金といふものが非常によく集まりまして、國家の二千三百億円の預金計画といふものは見事に農業協同組合を動員しただけで突破できるようになります。これで政府によく集まりました、國家の二千三百億円の預金計画といふものは見事に農業協同組合を動員しただけで突破できるようになります。私は感じられておりますのでやつて頂きますと、定期預金証書を賣つて歩くということは、これは差支ないのですからして、是非政府で御奨励する御意見を伺いたいと思います。

○小川友三君 国会は今日で終りますので、政府は御多忙でしようが、このお盆休みまでにそしめた指令を、官報を農業協同組合では取つておりませんが、何らかの形で一万二千の農業協同組合宛に大蔵省からか或いは農林省から、両方から出ると専結構構ですが、地方は封壇的であります。大蔵省から特に預金奨励でこういうものが来たという一枚のパンフレットがありましても、それを直ぐに組合の理事会にかけまして協議して、大蔵省がらこうしだすと、そういう金の入つておるのだからとい

ければ分りませんが、村の下に大字がございまして、その下にこうちがござります。その一つのこうちに五万円から十萬円の割当をいたしまして、定期預金証書を今賣つて歩いておりまして、これが非常に成績がようございまして、お宅では千円のを五枚付き合つて頂きたいという工合に、定期預金証書を買つてあります。その定期預金証書の販賣能率といふものを見ますと、一〇〇%行つております。これを政府

でやつて頂きますと、定期預金といふものが非常によく集まりまして、國家の二千三百億円の預金計画といふものは見事に農業協同組合を動員しただけで突破できるようになります。私は感じられておりますのでやつて頂きますと、定期預金証書を賣つて歩くということは、これは差支ないのですからして、是非政府で御奨励する御意見を伺いたいと思います。

○小川友三君 そこで政府にちよつと作戦を傳授しますが、田舎では、鶏が三十羽おれば大体一ヶ年に三十万円くらい残る。それから豚が五頭おりますと大体五十万円くらい残るというのと大体五千円くらいの收入があるといふことは、その村のその下の大字の細胞のこうちへ行きますと分つております。あの家はどのくらい身上がり残つておるといふことが分ります。牛が一四生れますと、大体四万円くらい残ります。四万円金が入つたら一枚の預金証書を農業協同組合で賣ります。金が入つたら、直ぐそれを預金にして行くといふ形態が取れますので、私立銀行の支店長や次長さんは網を張りますけれども、あれに大蔵省として当然このくらいなことを規制しなければいけないのではないかと思うのです。そういう点並びに中小企業等協同組合法といふものが成立されるときのいろいろな事情があつたのだろうと思ひますけれども、あれに大蔵省として當方としてやはり一体に考えるのも筋かと思うのですが、実は中小企

業等協同組合法は、主として事業協同組合を中心とした組織法を規定しておつたのですが、その關係と、それでは行わせられないことは当然でありますので、当然初めの中小企業等協同組合法の中へ盛込むべきものだと思つておつたのですが、その關係と、それでは行わせられないことは當然であります。それで、まあ例えて言つて見まするならば、中小企業等協同組合法の方は商法と例えますならば、この金融事業に関する法律案は銀行法と

るところへ持つて行くのですから、これは満足して預金証書を買つて行くことになりますので、特にそこに実行をお益頃までにつつて願ひたいと思いますが、如何でしようか。

○政府委員(愛知県一君) 著に御尤もでございまして、その点につきまして、よりじく実地を御調査賜り、御政府側といたしましても、あらゆる努力を傾けたいと考えております。ただ強制貯蓄というよりは公営の観念だけは、私共としては取りたくございません。政府としての何と言いますか啓蒙宣傳といふことにできるだけの力を注ぎまして、預貯金をされる方からは、働くまでも自発的にやつて頂くといふ方向に持つて行きたいと思っております。強制貯蓄だけはやる意図はございません。

○米倉龍也君 この法律は、結局中小企業等協同組合法といふ母法から出て

願ひいたします。

○米倉龍也君

この法律は、結局中小企業等協同組合法といふ母法から出て

来る法律だらうと思うのですが、名前から申しますと、協同組合による金融事業に関する法律として、非常に何と言いますかいろいろの協同組合に対し

て、それらの協同組合はやはり信用事業を行つてあるのであります。例えば農業協同組合にいたしましても信用

事業があるのです、この法律の名前だけでは、誠に混乱を起すような気がいたします。強制貯蓄だけはやる意図はございません。

○小川友三君

そこ

で政府にちよつと

お

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

業等協同組合法の中に信用協同組合が設けられて編成替をされる結果、具体的にはどの程度の経済上の変化があると政府は一應見ておるかという点を御説明して頂きたいと思います。

○政府委員(愛知県一君) 市街地信用組合の数は三百四十四ございます。それから貯金の額は本年二月末現在で百十六億円でございます。それから貸出金が六十九億円 こういうのが最近における現状でございまして、一組合平均にして見ますれば、貯金三十五万円という程度のものでございます。であります。

私共の見えておりますところでは、市街地信用組合は金融機関再建整備の後におきまして、極めて順調に円滑に発達をしておる。相当程度庶民金融のために活躍しておると私は信じておるわけ

あります。この点は、市街地信用組合の方は追つてなくなりますので、あります。

今回のこの法律案と既存のものとの関係であります。既存の市街地信用組合の方は追つてなくなりますので、この法律に基いて新たに信用組合にな

るわけであります。既存のものにつきましては、別に改めてどうこう

この法律に基いて新たに信用組合にならなければ、例えば出

る、幾たりかの、或いは數十人かの

人達の資力の周辺にその他の組合員が第二義的に集まつておるというふうな

そういう関係、これはまあ別の言葉でいえば、組合といふには余りにもよさ

うなもの信用力といふものは、おのずから非常に弱小なものになる。にも

も、それと玉石混淆になつてしまい、延いては信用力が非常に失われはしないかというようななところが、從來の市

街地信用組合の非常に懸念したところではなかろうかと思います。併しその外に、先程修正案について申上げました

ように、例えは相当大きな組合等においては、総会を開くために一万人の從來の市街地信用組合といふもの

は、只今お話にもございましたように、組合金額ではありますが、組合員が飽くまで中心でございますが、現在の制度の下における金融機構として

は相当廣汎な基盤を持ち、何と申しますか、信用力の分散的な担保とでも申しますが、そういう基盤の上に立ちますか、そういう基盤の上に立ちはせんと、金融事業としての信用を確実に確保することができませんので、その点は組合金額ということの本質ではあります。

○中西功君 先刻も御説明がありましたが、市街地信用組合におきましては、この度の法的再編成に対し、可なり激しい反対意見があつたというふうに聞いておりますが、そういう人達は主としてどういうふうな点がその人達の利益を損すると思われて反対したのか、その点少し説明して頂きたい

と思います。

○中西功君 先刻も御説明がありました、市街地信用組合におきましては、この度の法的再編成に対し、可なり激しい反対意見があつたというふうに聞いておりますが、そういう人達は主としてどういうふうな点がその人達の利益を損すると思われて反対した

のか、その点少し説明して頂きたい

と思います。

○中西功君 それで衆議院の修正の問題ですが、この修正についてはいろいろ尋ねが飛んでおりまして、私達もそ

もそも普通の農業協同組合や、或いは

又、その他工業関係の協同組合とは違つてですね、結局実は大した厳格な意

味の組合的なものではなくて、やはり

中心的な、まあ金主と言いますか、それは一人ではないのでしょうか、幾つかの、幾通りかの、或いは數十人かの

人達の資力の周辺にその他の組合員が第二義的に集まつておるというふうな

そういう関係、これはまあ別の言葉でいえば、組合といふには余りにもよさ

うなもの信用力といふものは、おのずから非常に弱小なものになる。にも

も、それと玉石混淆になつてしまい、延いては信用力が非常に失われはしないかというようななところが、從來の市

街地信用組合の非常に懸念したところではなかろうかと思ひます。併しその外に、例えは相当大きな組合等においては、総会を開くために一万人の從來の市街地信用組合といふもの

は、只今お話にもございましたように、組合金額ではありますが、組合員

が飽くまで中心でございますが、現在の制度の下における金融機構としては、その点が最も重要な問題として、先の話で、既存のものに対しても大した変化は與えないというのが、大蔵当局の見解なんです。併し冷却期間を六ヶ月も置くということが必要と衆議院で認められたので、その点が私はこれは本当に

決されるときに、私はこの問題に關し

ては十分質すということを條件にしておきました。

木内 四郎 天田 勝正
波多野 鼎 九鬼致十郎
黒田 英雄 西川喜五郎
小川 友三

○中西功輔 恒と発言します。実は委員長も聞かれたと思うのですが、麻生鉢の我々に提出された資料の原文について確かに私は要求しておるのです。大体出すというふうなことだつたと私は了承しておつたんです。

ところが今の銀行局長の返事では、自分に問うて貰つちや困る、大蔵大臣にはつきりもう一遍問うて呉れといふうな話らしく聞こえます。そういたしまして、あのときの大蔵大臣の答弁が一体どういふ内容であつたかといふことをもう一遍説明立てをして見なくちゃならないりますが、それは別といましても、一應我々は、私としては御承知のように復興金融金庫に関する法律案が通過するときにそれを一つの了承事項として頂いた建前から見て見ましても、ここで委員会においてあれ程大蔵大臣との間に討論をいたしましたが、この点を一つ委員長において語られたいた、これが一つであります。

もう一つは、実は私は今本会議が開かれおりまして、各設置法案に対する反対討論が相当あるのであります。そういうふうな場合に今この委員会自身も大詰めに來まして非常にいろいろ問題もあるので、我々はできれば欠席したくないのですが、併しほういう場合に一体どうするか、こう

いふ点を一應皆さんに語つて頂きたいと思います。

○中西功輔 それでは本会議と並行の問題ですが、反対討論が随分ありますので、而も重要な時期に来ておりますので、私も重なる時に来ておりますので、私達出でなくなつて留守にやられてしまうという点もありますから、その点は巧みに調節をとつて、できればよろしくお願ひいたします。

○森義長(國内辰郎君) それは私の方で調節をとります。

○森義長(國内辰郎君) それでは次は國立病院特別会計案の審議を願いたいと存じます。

○小川友三君 厚生大臣にお伺い申上げます。昭和二十一年度におきましては、赤字に対して政府の提出の資料で約七億五千円の赤字を埋めて頂きました。

○國務大臣(林淵治君) まさにこの法案を願ってます。

○森義長(國内辰郎君) それは私の方で調節をとります。

○國務大臣(林淵治君) それでは次は國立病院特別会計案の審議を願いたいと存じます。

○國務大臣(林淵治君) この予算は非常に余裕ももう一遍催促します。そこで、而も重要な時期に来ておりますので、私も重なる時に来ておりますので、私達出でなくなつて留守にやられてしまうという点もありますから、その点は巧みに調節をとつて、できればよろしくお願ひいたします。

○中西功輔 それで、工合に織入れるような補填をいたすこ

とがこの前に政府委員からも承わりました。

○小川友三君 それで、今日副総理大臣からこの所掌事

務の長官としてそらした幅のある御答弁を賜わりまして、一般会計と同じよ

うな行き方を足らん場合はするとい

うが、如何でございましょうか。

○國務大臣(林淵治君) 初めてやりま

す問題でありますから、御心配の点は御尤もだと思ひますが、その各病院の実情に基きまして、成績の比較的よくないところと非常にいいところがあり

ます。従いましてそれらのものを総合

いたしますと、先ず大蔵省あたりと厚生省あたりが相談をいたしました上

牛省あたりが相談をいたしました上

で、約二五%と申しますか、二割五分

ぐらいになるありますようが、その

くらいのところを今年計上いたしてお

で、約二五%と申しますか、二割五分

ぐらいになるありますようが、その

くらいのところを今年計上いたしてお

で、約二五%と申しますか、二割五分

ぐらいになるありますようが、その

くらいのところを今年計上いたしてお

で、約二五%と申しますか、二割五分

ぐらいになるありますようが、その

くらいのところを今年計上いたしてお

で、約二五%と申しますか、二割五分

して、当然一般会計の方と同じような工合に織入れるような補填をいたすことはあります。それで、主として傷痍軍人が入院患者の大部分を占めておつたのであります。併しながら今日におまでは、すでに傷痍軍人の方々が退院せられまして、漸次一般病院としての色彩が非常に濃厚になつて参つたのであります。それで、旧傷痍軍人は、まさにこの前に政府委員からも承わりました。

○中西功輔 それで、旧傷痍軍人

のあります。それで、旧傷痍軍人は、

まさにこの前に政府委員からも承わ

りました。

○小川友三君 それで、今日副総理大臣からこの所掌事

務の長官としてそらした幅のある御答

弁を賜わりまして、一般会計と同じよ

うな行き方を足らん場合はするとい

うが、如何でございましょうか。

○國務大臣(林淵治君) それで、今日副総理大臣からこの所掌事

務の長官としてそらした幅のある御答

弁を賜わりまして、一般会計と同じよ

本会議との兼ね合ひがありますので、

そういう場合に一体どうするか、こう

うな簡単な問題ではない。そういうふうに我々は思われるを得なくなつたの

問題を重要視しておりますか。私は

そういうふうに収支を明瞭にしたいと

す。

であります。それで非常に我々はこの実施

を設ける趣旨については只今中西君に

お答えになつたような御答弁であつて、要するにこれを設けることによつて、経理の適正化が行われて、國立病院

の運営がうまく行くであろう。そういう御答弁なのです。そういう抽象的な御答弁では満足いたしませんから、この特別会計を実施することによって重

大な社会問題が起るから、その影響そ

れども、それが抽象的でもあります

けれども、それが抽象的でもあります

から、この点重ねてお伺いしたいと思う

のであります。

○委員長(屋内辰郎君) ちよつとお詫びいたします。実は運営委員会の方から昨日要求されました鉄道の拂下げの

お答えになつたよう御答弁であつて、要するにこれを設けることによつて、経理の適正化が行われて、國立病院

の運営がうまく行くのであります。それで非常に我々は厚生省

の影響等につきましてどの程度にこの度大臣はお考えになつておりますか。私は

同じことの方がよいのだ、こういうふうに私共は利害關係をいろいろ考慮いたしましてその効果を考慮していく必要があります。

しかし、この点重ねてお伺いしたいと思うのであります。

○委員長(屋内辰郎君) ちよつとお詫びいたしました。実は運営委員会の方から昨日要求されました鉄道の拂下げの

お答えになつたよう御答弁であつて、要するにこれを設けることによつて、経理の適正化が行われて、國立病院

の運営がうまく行くのであります。それで非常に我々は厚生省

の影響等につきましてどの程度にこの度大臣はお考えになつておりますか。私は

同じことの方がよいのだ、こういうふうに私共は利害關係をいろいろ考慮いたしましてその効果を考慮していく必要があります。

どういうようなら、その特別会計によつてそれでは節約する。

いう場合に、今までの無駄を本当に省

うものにやはり信頼を置かざるを得ない。

て考えてやつして頂くならば私は却つていいのではないかと考えるわけであ

のでこれを了承したというように医務局長があつたかどなたか厚生省の側か

ら説明を聞いたように思うのであります。それが恐らく私費相だらうと思う。同時に大藏当局としては、金を出す方ですか、あらゆる面において経費を節約しようという考え方がある。そこで國立病院のように相当収入を伴う事業においては成るべく収入の増加を國らして全然収入と支出が見合うといふところまで行かんでも、それに近い線まで厚生省を擁護して成績を上げさせうといふ氣持になるのは大藏当局としては当然のことなんです。金を出す方の側からすれば当然のことだと思ひます。だから大藏当局が発議し思ひます。だから厚生省としては特別会計にしてもこれ／＼的一般会計からの繰入を保証して廃れるかといふことをはつきり言質を取られて漸くこの案ができ上つたのが真相じやないか、こう思ひます。併しながら私共が一線に危惧しております。併し私が大藏当局の立場としておりまことは、大藏当局の念頭だらうと思ひます。併し私が大藏当局の立場も尤もだと思います。思ひますけれども、そりなつた間にどうなるかと言えば、結局二割五分の一般会計からの繰入が次に二割に削減され、次に一割五分、次に一割といふうに段々先刻大臣もおつしやるような独立採算制を主眼としたような經營にならざるを得ないよう追込まれて来る心配があります。そこの大衆に対する医療の欠如が起るのじやないかといふ懸念があるといふところがこの委員会の多くの者が心配しているところなのであります。そこで厚生省側の言われる經理を明確にするとかなんとかいふことならば、何も特別会計にしなくても一般会計の場合におきましても、個々の病院の收支の關係なんということは明確である。

る。でありますから適当な指示をなさつて、そうして費ををしていると思うべきがあればこれを抑えるということを國らして是れを抑制して経費を節約しようという考え方がある。そこで國立病院のように相当収入を伴う事業においては成るべく収入の増加を國らして全然収入と支出が見合うといふところまで行かんでも、それに近い線まで厚生省を擁護して成績を上げさせうといふ氣持になるのは大藏当局としては当然のことなんです。金を出す方の側からすれば当然のことだと思ひます。だから大藏当局が発議し思ひます。だから厚生省としては特別会計にしてもこれ／＼的一般会計からの繰入を保証して廃れるかといふことをはつきり言質を取られて漸くこの案ができ上つたのが真相じやないか、こう思ひます。併しながら私共が一線に危惧しております。併し私が大藏当局の立場としておりまことは、大藏当局の念頭だらうと思ひます。併し私が大藏当局の立場も尤もだと思います。思ひますけれども、そりなつた間にどうなるかと言えば、結局二割五分の一般会計からの繰入が次に二割に削減され、次に一割五分、次に一割といふうに段々先刻大臣もおつしやるような独立採算制を主眼としたような經營にならざるを得ないよう追込まれて来る心配があります。そこの大衆に対する医療の欠如が起るのじやないかといふ懸念があるといふところがこの委員会の多くの者が心配しているところなのであります。そこで厚生省側の言われる經理を明確にするとかなんとかいふことならば、何も特別会計にしなくても一般会計の場合におきましても、個々の病院の收支の關係なんということは明確である。

る。でありますから適当な指示をなさつて、そうして費ををしていると思うべきがあればこれを抑えるということを國らして是れを抑制して経費を節約しようといふ氣持になるのは大藏当局としては当然のことなんです。金を出す方の側からすれば当然のことだと思ひます。だから大藏当局が発議し思ひます。だから厚生省としては特別会計にしてもこれ／＼的一般会計からの繰入を保証して廃れるかといふことをはつきり言質を取られて漸くこの案ができ上つたのが真相じやないか、こう思ひます。併しながら私共が一線に危惧しております。併し私が大藏当局の立場としておりまことは、大藏当局の念頭だらうと思ひます。併し私が大藏当局の立場も尤もだと思います。思ひますけれども、そりなつた間にどうなるかと言えば、結局二割五分の一般会計からの繰入が次に二割に削減され、次に一割五分、次に一割といふうに段々先刻大臣もおつしやるような独立採算制を主眼としたような經營にならざるを得ないよう追込まれて来る心配があります。そこの大衆に対する医療の欠如が起るのじやないかといふ懸念があるといふところがこの委員会の多くの者が心配しているところなのであります。そこで厚生省側の言われる經理を明確にするとかなんとかいふことならば、何も特別会計にしなくても一般会計の場合におきましても、個々の病院の收支の關係なんということは明確である。

る。でありますから適当な指示をなさつて、そうして費ををしていると思うべきがあればこれを抑えるということを國らして是れを抑制して経費を節約しようといふ氣持になるのは大藏当局としては当然のことなんです。金を出す方の側からすれば当然のことだと思ひます。だから大藏当局が発議し思ひます。だから厚生省としては特別会計にしてもこれ／＼的一般会計からの繰入を保証して廃れるかといふことをはつきり言質を取られて漸くこの案ができ上つたのが真相じやないか、こう思ひます。併しながら私共が一線に危惧しております。併し私が大藏当局の立場としておりまことは、大藏当局の念頭だらうと思ひます。併し私が大藏当局の立場も尤もだと思います。思ひますけれども、そりなつた間にどうなるかと言えば、結局二割五分の一般会計からの繰入が次に二割に削減され、次に一割五分、次に一割といふうに段々先刻大臣もおつしやるような独立採算制を主眼としたような經營にならざるを得ないよう追込まれて来る心配があります。そこの大衆に対する医療の欠如が起るのじやないかといふ懸念があるといふところがこの委員会の多くの者が心配しているところなのであります。そこで厚生省側の言われる經理を明確にするとかなんとかいふことならば、何も特別会計にしなくても一般会計の場合におきましても、個々の病院の收支の關係なんということは明確である。

る。でありますから適当な指示をなさつて、そうして費ををしていると思うべきがあればこれを抑えるということを國らして是れを抑制して経費を節約しようといふ氣持になるのは大藏当局としては当然のことなんです。金を出す方の側からすれば当然のことだと思ひます。だから大藏当局が発議し思ひます。だから厚生省としては特別会計にしてもこれ／＼的一般会計からの繰入を保証して廃れるかといふことをはつきり言質を取られて漸くこの案ができ上つたのが真相じやないか、こう思ひます。併しながら私共が一線に危惧しております。併し私が大藏当局の立場としておりまことは、大藏当局の念頭だらうと思ひます。併し私が大藏当局の立場も尤もだと思います。思ひますけれども、そりなつた間にどうなるかと言えば、結局二割五分の一般会計からの繰入が次に二割に削減され、次に一割五分、次に一割といふうに段々先刻大臣もおつしやるような独立採算制を主眼としたような經營にならざるを得ないよう追込まれて来る心配があります。そこの大衆に対する医療の欠如が起るのじやないかといふ懸念があるといふところがこの委員会の多くの者が心配しているところなのであります。そこで厚生省側の言われる經理を明確にするとかなんとかいふことならば、何も特別会計にしなくても一般会計の場合におきましても、個々の病院の收支の關係なんということは明確である。

おりますが、もう一度はつきりとして
貰いたい。第一のことは我々いたし
ましては、政府が説明する特別会計の
理由が、從来もそうでありましたか、
納得ができないといふ点に問題が集中
しておつたのですが、厚生省自身とい
たしましては、これは或いは外の人か
ら言われたかも知れませんけれども、
厚生省の責任ある方々が外においてい
る話をされるときに、特別会計へ
の切換えを余儀なくされたとか、或い
は大蔵省当局と折衝せるも、特別会計
においても独立採算制を採る編成でな
いので、前記趣旨に反せずとの理由を
以て取入れられず、止むを得んものと
して、厚生省においては特別会計への
移行を承認云々といふうな言葉を使
つておるわけです。でこの点が我々は
從来から問題にしておつたところであ
りまして、厚生省自身の見解において
も止むを得ざる処置であると、いふう
なことになつております。そういたし
ますればこれを特別会計にする積極的
な効果といふものは、そろそろある
医療の面をよくするというふうな点に
全然ない。むしろそれはいろいろな弊
害を伴うということを、やはり厚生省
当局において指摘されておる。ですか
ら私は今日午前中においてその点を
はつきり言つて貰いたかったのであり
ます。が、これによつてよくなるとい
ふとは絶対言えないと我々は結論でき
ると思うのであります。が、厚生大臣は
一体その点簡単で結構ですが、やはり
そういうよくなるといふうに答弁で
きるかどうか、そして若しよくなると
いふように答弁されるならば、厚
生当局が外部でいろいろこういふ点を
説明してじる。こういふふうへ事

情は全く変なことを説明しておること
になるのであります。首尾一貫してな
いと思います。その点一つ最初よく承
たましては、これは或いは外の人か
ら言わされたかも知れませんけれども、
厚生省の責任ある方々が外においてい
る話をされるときに、特別会計へ
の切換えを余儀なくされたとか、或い
は大蔵省当局と折衝せるも、特別会計
においても独立採算制を採る編成でな
いので、前記趣旨に反せずとの理由を
以て取入れられず、止むを得んものと
して、厚生省においては特別会計への
移行を承認云々といふうな言葉を使
つておるわけです。でこの点が我々は
從来から問題にしておつたところであ
りまして、厚生省自身の見解において
も止むを得ざる処置であると、いふう
なことになつております。そういたし
ますればこれを特別会計にする積極的
な効果といふものは、そろそろある
医療の面をよくするというふうな点に
全然ない。むしろそれはいろいろな弊
害を伴うということを、やはり厚生省
当局において指摘されておる。ですか
ら私は今日午前中においてその点を
はつきり言つて貰いたかったのであり
ます。

○中西功君 それは大蔵省
と折衝いたしました上で、いふるの利
害得失を研究いたしました結果であり
ます。○国務大臣(林國治君) いつとい
うふうに納得したと思うのは、大体
いつ頃そういうことに納得されたので
あります。○中西功君 それでは最初は漸次そ
ういうふうに納得したと思うのは、大体
いつ頃そういうことに納得されたので
あります。○国務大臣(林國治君) それは大蔵省
と折衝いたしました上で、いふるの利
害得失を研究いたしました結果であり
ます。

○中西功君 それは法案の提出されま
した當時でございますね。

○国務大臣(林國治君) いつとい
うふうに納得したと思うのは、大体
いつ頃そういうことに納得されたので
あります。○中西功君 その法案の提出いたしました前にそ

九日なんですが、これはもう一週間も
経つておらない。そういう五月十八、十
九日ににおける國立病院長会議におい
て厚生当局は更に私が読上げたよ的な
止むを得ざる処置といふような説明をし
ておる。私は勿論こりうな説明をして
おる。私は勿論こりうな説明をして
おる。私は勿論こりうな説明をして
おる。

○中西功君 第二番目は、先程もお話
がありましたが、衆議院の修正により
まして「当分の間、第十七條に規定す
る場合の外、予算の範囲内において、
一般会計からこの会計に繰入金をする
ことができる」という規定があります
。ただこれを一應提案したから何と
かして出して貰うと、うふうな、そん
なふうな便宜的な考え方じゃなく
て、実際に責任ある人として国民の医
療を受持つ責任ある人としてものを考
慮いたしまして相当にこの特別会計に
いたしましたといふことにおいて利益
の点もあるうかと考えるわけあります。
そこで欠点の点は從来の一般会計
と同じような心組で進み得られるよう
にいたしまして、そうしてその間に携
つておる連中に大いに活躍をいたして
頂きましたのは、特別会計によって行
くことのほうがむしろ利益の方が多
いであろうというようなことを納得
いたしまして、今日提案をいたしました
。そこで欠点の点は從来の一般会計
と同じような心組で進み得られるよう
にいたしまして、そうしてその間に携
つておる連中に大いに活躍をいたして
頂きましたのは、特別会計によって行
くことのほうがむしろ利益の方が多
いであろうといふことのないように思
います。そこで欠点の点は從来の一般会計
と同じような心組で進み得られるよう
にいたしまして、そうしてその間に携
つておる連中に大いに活躍をいたして
頂きましたのは、特別会計によって行
くことのほうがむしろ利益の方が多
いであろうといふことのないように思
います。

○中西功君 独立採算制といふ正式の
規制はなくなりますということを法
令によって強化せられたことと考
えておるわけあります。

○中西功君 独立採算制といふ正式の
規制はなくなりますということを法
令によって強化せられたことと考
えておるわけあります。

○中西功君 それは本会議の緊急質
問の時間が来ておるので質問を一
つ留保させて頂きます。

○理事(黒田英輔君) 只今委員外であ
りますが、中平君から発言したいとい
うお申出がありました。許可するこ
とに御異議ありませんか。

○中西功君 「異議なし」と呼ぶ者あり

ます。

○議員(黒田英輔君) 御異議ないと認
めます。それは中平君の意見を一
つ留保させて頂きます。

○議員(黒田英輔君) 只今委員外であ
りますが、中平君から発言したいとい
うお申出がありました。許可するこ
とに御異議ありませんか。

○議員(黒田英輔君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

がよくなつたといふのか、一体どちら
に解するかをはつきり開きたいのであ
ります。

○中西功君 独立採算制といふ正式の
規制はなくなりますということを法
令によって強化せられたことと考
えておるわけあります。

○議員(黒田英輔君) 那は大蔵委員会
が大蔵委員会に押しかつておりま
すが、それで御訂正を願つて、これを明確
にいたしました当初、私共当分とい
うことの意味で以て言つておつたのであ
りますが、更に一段と衆議院の方にお
きまして御訂正を願つて、これを明確
にして頂いたといふことは、大変私共
も喜んでおるのであります。当分とい
うような場合について、あるいは将来ど
うあるかといふ問題にもなるわけ

ありますけれども、それを衆議院の
議論の範囲内に置いておるのは、だ
んだらしくない。だからもう一遍はつ
きり問題を言ひますと、具体的な見地
からこうすることを適当と認めるとい
うのか、それともこうやつた方が國立
病院自体の経営運営、あるいはその内容

ども、それでも二三百件出でると思いますが、大体國立病院の今までの成績から言いますと、貧困者、生活保護者、或いは無料患者というのが八五%になつておりますので、國立病院の存在が如何に貧困階級に対し一つの非常な、國の開放された一つの立派な社會政策になつておるのであります。それで如何に困難な場合におきましても、この國立病院は今まで無料以降前とし、又何程赤字があつても政府がこれを負担しておる、という建前で、國民に開放された醫療機關であります。但しそれかと言ふて無茶苦茶な負担はかかるつておりません。今日まで約三割ぐら負担がかかつておる所が非常に荒廃いたしまして、各方面の修繕が大分遅れ、又相当國におきましては、看護婦などもかなり難用に使われたりして、本当の目的に使われておらんことも大分ありますので、こういうことで改良をして行かねばならぬ立場にあるところの國立病院が遂に或る意味から言いましたならば、採算を一つの目的として聊か營利の傾きを持つて來ますといふことは誠に遺憾なことです。あると思うであります。この國立病院の現在の状態は、實際自由に治療し得ないような階級に開放されて、いる医療機関でありますからして、どうしてもこれは國が相當の犠牲を拂わなければならぬ、という責務があると思うのですが、その点如何でございましょうか。病人は、大体自分の病氣は自分の責任である、ということが昔から言われておつたのであります。現在の考え方といたしましては、國と人とは有機

的である。病氣は國においても損害であります。誰が病氣しようとも國の損害である。但し本人がいわゆる受益者であるからして、先ず本人が負担する。されど如何に困難な場合におきましても、この國立病院は今まで無料以降前とし、又何程赤字があつても政府がこれを負担しておる、という建前で、國民に開放された醫療機關であります。但しそれかと言ふて無茶苦茶な負担はかかるつておりません。今日まで約三割ぐら負担がかかつておる所が非常に荒廃いたしまして、各方面の修繕が大分遅れ、又相当國におきましては、看護婦などもかなり難用に使われたりして、本当の目的に使われておらんことも大分ありますので、こういうことで改良をして行かねばならぬ立場にあるところの國立病院が遂に或る意味から言いましたならば、採算を一つの目的として聊か營利の傾きを持つて來ますといふことは誠に遺憾なことです。あると思うであります。この國立病院の現在の状態は、實際自由に治療し得ないような階級に開放されて、いる医療機関でありますからして、どうしてもこれは國が相當の犠牲を拂わなければならぬ、という責務があると思うのですが、その点如何でございましょうか。病人は、大体自分の病氣は自分の責任である、ということが昔から言われておつたのであります。現在の考え方といたしましては、國と人とは有機

的である。病氣は國においても損害である。誰が病氣しようとも國の損害である。但し本人がいわゆる受益者であるからして、先ず本人が負担する。されど如何に困難な場合におきましても、この國立病院は今まで無料以降前とし、又何程赤字があつても政府がこれを負担しておる、という建前で、國民に開放された醫療機關であります。但しそれかと言ふて無茶苦茶な負担はかかるつおりません。今日まで約三割ぐら負担がかかつておる所が非常に荒廃いたしまして、各方面の修繕が大分遅れ、又相当國におきましては、看護婦などもかなり難用に使われたりして、本当の目的に使われておらんことも大分ありますので、こういうことで改良をして行かねばならぬ立場にあるところの國立病院が遂に或る意味から言いましたならば、採算を一つの目的として聊か營利の傾きを持つて來ますといふことは誠に遺憾なことです。あると思うであります。この國立病院の現在の状態は、實際自由に治療し得ないような階級に開放されて、いる医療機関でありますからして、どうしてもこれは國が相當の犠牲を拂わなければならぬ、という責務があると思うのですが、その点如何でございましょうか。病人は、大体自分の病氣は自分の責任である、ということが昔からと言われておつたのであります。現在の考え方といたしましては、國と人とは有機

的である。病氣は國においても損害である。誰が病氣しようとも國の損害である。但し本人がいわゆる受益者であるからして、先ず本人が負担する。されど如何に困難な場合におきましても、この國立病院は今まで無料以降前とし、又何程赤字があつても政府がこれを負担しておる、という建前で、國民に開放された醫療機關であります。但しそれかと言ふて無茶苦茶な負担はかかるつおりません。今日まで約三割ぐら負担がかかつておる所が非常に荒廃いたしまして、各方面の修繕が大分遅れ、又相当國におきましては、看護婦などもかなり難用に使われたりして、本当の目的に使われておらんことも大分ありますので、こういうことで改良をして行かねばならぬ立場にあるところの國立病院が遂に或る意味から言いましたならば、採算を一つの目的として聊か營利の傾きを持つて來ますといふことは誠に遺憾なことです。あると思うであります。この國立病院の現在の状態は、實際自由に治療し得ないような階級に開放されて、いる医療機関でありますからして、どうしてもこれは國が相當の犠牲を拂わなければならぬ、という責務があると思うのですが、その点如何でございましょうか。病人は、大体自分の病氣は自分の責任である、ということが昔からと言われておつたのであります。現在の考え方といたしましては、國と人とは有機

的である。病氣は國においても損害である。誰が病氣しようとも國の損害である。但し本人がいわゆる受益者であるからして、先ず本人が負担する。されど如何に困難な場合におきましても、この國立病院は今まで無料以降前とし、又何程赤字があつても政府がこれを負担しておる、という建前で、國民に開放された醫療機關であります。但しそれかと言ふて無茶苦茶な負担はかかるつおりません。今日まで約三割ぐら負担がかかつておる所が非常に荒廃いたしまして、各方面の修繕が大分遅れ、又相当國におきましては、看護婦などもかなり難用に使われたりして、本当の目的に使われておらんことも大分ありますので、こういうことで改良をして行かねばならぬ立場にあるところの國立病院が遂に或る意味から言いましたならば、採算を一つの目的として聊か營利の傾きを持つて來ますといふことは誠に遺憾なことです。あると思うであります。この國立病院の現在の状態は、實際自由に治療し得ないような階級に開放されて、いる医療機関でありますからして、どうしてもこれは國が相當の犠牲を拂わなければならぬ、という責務があると思うのですが、その点如何でございましょうか。病人は、大体自分の病氣は自分の責任である、ということが昔からと言われておつたのであります。現在の考え方といたしましては、國と人とは有機

的である。病氣は國においても損害である。誰が病氣しようとも國の損害である。但し本人がいわゆる受益者であるからして、先ず本人が負担する。されど如何に困難な場合におきましても、この國立病院は今まで無料以降前とし、又何程赤字があつても政府がこれを負担しておる、という建前で、國民に開放された醫療機關であります。但しそれかと言ふて無茶苦茶な負担はかかるつおりません。今日まで約三割ぐら負担がかかつておる所が非常に荒廃いたしまして、各方面の修繕が大分遅れ、又相当國におきましては、看護婦などもかなり難用に使われたりして、本当の目的に使われておらんことも大分ありますので、こういうことで改良をして行かねばならぬ立場にあるところの國立病院が遂に或る意味から言いましたならば、採算を一つの目的として聊か營利の傾きを持つて來ますといふことは誠に遺憾なことです。あると思うであります。この國立病院の現在の状態は、實際自由に治療し得ないような階級に開放されて、いる医療機関でありますからして、どうしてもこれは國が相當の犠牲を拂わなければならぬ、という責務があると思うのですが、その点如何でございましょうか。病人は、大体自分の病氣は自分の責任である、ということが昔からと言われておつたのであります。現在の考え方といたしましては、國と人とは有機

でおつたのであります。現在の考え方といましましては、國と人とは有機

でしまつております。また外にもあります。が、そういうふうに段々医療は

の際は特別会計に基きまして非常な利

負担を減少せしめる意図があつてなさ

て、一点単價十一円にいたしました。

十田も三百円も要ります。それで今日貧困階級には治療費といふものはもう限界以上に達しておるのであります

が、その上に尚限界を越えて貧困者に治療費の増すようなことをなさるというの点をお伺いいたします。

○國務大臣(林國治君) 勿論、收入の点につきましても、先程も申上げましたと思いますが、收支のはつきりいたしました。なんのこと、これは國民にはつきりさせることもできるわけですけれども、税率を上げます上においては今の特別会計に基く方がいいと考えます。その負担を負わせるようないいことは望むべきことであります。それでは、患者に負担を多くかけないようにやつて行く。それでは若し不足の場合がありましたときにはこれを補つて行く。こういう意味で負担の軽減の問題を申上げたわけなのであります。

○油井賀本郎君 厚生大臣にお伺いいたしたいのですが、國立病院の全國的な配分を見ますと、北海道とか、或いは東北方面というのは、病院の数も少く、又國家で負担しておる費用というのも外の地区から比べると非常に少いのです。一例を挙げますと、東北では僅か八ヶ所で昭和二十二年度の歳入歳出内訳の合計が歳出の方で七千万円少しと出ておりません。然るに拘わらず人口が却つて少いような九州あたりでは、各病院ごとに、お手許に差上げた結果になつております。それの厚い方面に對しましては、それだけ病院として、個々の病院としては赤字が多いわ

は、各病院ごとに、お手許に差上げた結果になつております。それの厚い方面に對しましては、それだけ病院として、個々の病院としては赤字が多いわけありますから、それに厚く、つまり言い換えれば、負担を軽くいたしまして、経費の分配を厚くするといふやうなやり方で、全体の調和を取りたいと思つておられます。差当り私

が、とにかく東北あたりのよくな大的文化に應まれない、又生活水準も低い

よなところに國家が余計に負担し文化の施設或いはこういう公共施設を拡張させとるというのが本當だと思われるのに、その反対の現象がこりうるようになります。が、その方針でこの均衡をおとりになるおつ

めですか。見出されるのであります。が、將來これに關しましては政府としてどんなよな方針でこの均衡をおとりになるおつ

めですか。終戦後從來の陸海軍の病院を使つたりしたことが主なる原因であると考

えます。それで今後おこなうべき事は、終戦後從來の陸海軍の病院を使つしまして、予算の許し得られる範囲内において厚生省といいたしましても努力いたしまして、そうして比較的その必

要のありますというところにおいては、今後においてその充実を圖つて行きたいと考えております。

○油井賀本郎君 それで今度昭和二十四年度に特別会計になりました際に東北或いは他の方面のバランスを地域的にどういふように具体的におどりになる計画がありですか。

○國務大臣(林國治君) まだ私としてはその具体的の計画をお示しいたしますだけの材料を持つておりません。

○油井賀本郎君 政府委員で結構あります。

○政府委員(久下勝次君) まだ数字的

見まして、この実績を主としたしまし

て、各病院ごとに或る程度の基準を定めたいと思つてあります。そうするこによりまして、「歳入につきましては、或る程度のものは上げて貰いたい」と思つております。そういう考え方でこの均衡をとらねば、全体としてアーバルをいたしまして、一般会計からの受入れ二五%で以て賄い得るようになります。

○油井賀本郎君 そうしますと、大体余裕がないので、大抵の病氣は賣薬くらいで我慢して行くことになります。それで、折角ある國立病院に行きかねる人も相当あると思うんです。そういう実績によつて、東北地区は余り病院にかかる人がないから、余り補助も出さなくていいというようなお考えを政府

で持たれたのでは、これは重大事だと思いますが、そういう点は十分勘案して頂きたいと思いますが、それはどんな方針で以て進めますか。

○政府委員(久下勝次君) 結局地方にあります。よつて小川君の動議通り決定いたしました。質疑を終了し、直ちに討論に入りたいと思います。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

〔起立者多数〕

○理學(栗田英雄君) 多数であります。よつて小川君の動議通り決定いたしました。質疑を終了し、直ちに討論に入りたいと思います。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○政府委員(久下勝次君) まだ数字的大体全体といたしまして、昨年度分の医療費を減免いたしました患者が十%

よりも多くなっています。それで、その厚い方面に對しましては、それだけ病院として、個々の病院としては赤字が多いわけありますから、それに厚く、つまり言い換えれば、負担を軽くいたしまして、経費の分配を厚くするといふやうなやり方で、全体の調和を取りたいと思つておられます。差当り私

が、あれから割出されたものと思いまして、その他立地條件、或いは病院の整備の状況などをよく勘案をいたしました。

○木村福八郎君 私は本案に反対する

に増設するということは考えておらないでございませんが、現在あります大臣も善処するというような御答弁も申します。それで、この方針で以て一旦やつておつとめであります。が、私はまだ赤字が一方勞組では出るだらうと

して、政府側の答弁を承りますと、まだ赤字が一方勞組では出るだらうと

言つておるが、それは想像だけである。政府は赤字が出た場合は補償をするといふことありますから、この際質疑を打切りまして、討論に入ることを動議として提出いたしました。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○理學(栗田英雄君) 只今小川君から質疑を打切りて、討論に入るという動議が出来ましたが、これに賛成の方がありますから採決をいたしたいと思います。小川君の動議に御賛成の方の御起立を願います。

○政府委員(久下勝次君) まだ数字的

思いますが、そういう点は十分勘案して頂きたいと思いますが、それはどんな方針で以て進めますか。

○政府委員(久下勝次君) 結局地方にあります。よつて小川君の動議通り決定いたしました。質疑を終了し、直ちに討論に入りたいと思います。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○理學(栗田英雄君) 多数であります。よつて小川君の動議通り決定いたしました。質疑を終了し、直ちに討論に入りたいと思います。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○木村福八郎君 私は本案に反対する

として、恐らく赤字が出た場合は、又大臣も善処するといふやうな御答弁も申します。それで、この方針で以て一旦やつておつとめであります。が、私はまだ赤字が一方勞組では出るだらうと

算で以て、この方針で以て一旦やつておつとめであります。が、私はまだ赤字が一方勞組では出るだらうと

見るといふことに對しましては、私はまだ赤字が一方勞組では出るだらうと

見るといふことに對しましては、私はまだ赤字が一方勞組では出るだらうと

見るといふことに對しましては、私はまだ赤字が一方勞組では出るだらうと

見るといふことに對しましては、私はまだ赤字が一方勞組では出るだらうと

見るといふことに對しましては、私はまだ赤字が一方勞組では出るだらうと

見るといふことに對しましては、私はまだ赤字が一方勞組では出るだらうと

見るといふことに對しましては、私はまだ赤字が一方勞組では出るだらうと

見るといふことに對しましては、私はまだ赤字が一方勞組では出るだらうと

ても、重大なる影響が現われて來ると

思ひのとおりです。これに対する責任は、政府が非常に大きな責任を負わなければならぬと思います。反対の根本的な理由は、特別会計にすることによって、独立採算的な方向に行くか、行かないかという点にあると思うのですが、独立採算になれば、それが延いて国民医療の精神と反して、常利的に走り、そういうことが問題の焦点であつたのであります。これまで政府の答弁によつて見ましても、これが独立採算にならないという点は、一つも明瞭に証明されおらないのです。特にしばく各委員から引用されました五月十八日、十九日この兩日における國立病院長會議において、政府側が説明した國立病院を特別会計とすべき理由、こういう資料に基きましても、政府は明らかにこれによつて独立採算になるということを認めておるわけあります。そういうことを説明しておるわけあります。その説明として、收入と支出との間に或る程度の相関関係を持たせる特別会計を設置するのが最も適当であると考えられる、これが独立採算制なんだ、收入と支出との間に関連を持たせることこれが独立採算制なんだあります。ところが更にその利点もなんあります。そのためには政府もこれによつて生ずる欠陥を明らかに認めています。それが特別会計を設ける趣旨であります。そのために政府もこ

うしてそのために患者が犠牲になると、いうことが問題の焦点であつたのであります。これまで政府の答弁によつて見ましても、これが独立採算にならないという点は、一つも明瞭に証明されおらないのです。特にしばく各委員から引用されました五月十八日、十九日この兩日における國立病院長會議において、政府側が説明した國立病院を特別会計とすべき理由、こういう資料に基きましても、政府は明らかにこれによつて独立採算になるということを認めておるわけあります。この……

○理事(黒田英雄君) 討論打切の動議が出来ました、多數で決しましたから、質問がありますても……

○中西功君 とにかく委員長から、本会議があるときは適当に調整するといふ約束があつてやつてあるのじやないですか。

○理事(黒田英雄君) 打切の動議があつて採決したのです。

○中西功君 そういう点を全く無視してやつてあるじやないですか。委員長になるからには、今までのそういう開連を十分考えてやつて貰わなければ困ります。とにかくそういう打切りの動議が何か出ても、採決とかそういう討論は、やんと保留して、行つてあるじやないですか。

○理事(黒田英雄君) とにかく質問のある方もあるでしようが、打切りの動議が出まして、皆さんにお詫びします。やることは分つて、いるのだから……。ちはそれに従つたのであります。

○中西功君 とにかく……

○理事(黒田英雄君) 速記を始めます。

○本村謙八郎君 木村君発言を続けて下さい。

○理事(黒田英雄君) ちよつと速記を止めます。

○理事(黒田英雄君) ちよつと速記を止めます。

○中西功君 僕は委員長代理の不信任の動議を提出いたします。

○理事(黒田英雄君) 木村君発言を続けて下さい。

○本村謙八郎君 今不信任の動議が出ておりますから……私は賛成します。

○中西功君 ちよつと待つて奥れ。

僕は質問を保留しておきました。

これを採決するときは、天田君だつて緊要質問で……と述べ

が出来まして、多數で決しましたから、質問がありますても……

○中西功君 とにかく委員長から、本会議に行つているときは調整す

ます。本会議に行つているときは調整す

るという約束になつておるのです。

○中西功君 午前中からそういう約束

で、本会議に行つているときは調整す

るという約束になつておるのです。

○中西功君 約束ということが

私は知りません。

○中西功君 僕は行つてますから適

当に連絡して、そろしてやるといふよ

うにして呉れてもいいです。

○中西功君 あとの決定は分

りませんが、とにかく公平に……

○中西功君 今木村さんの討論中

ですからそれが終つて改めて……

○中西功君 発言を続けて下さい。

○本村謙八郎君 特別会計の実施によつて生ずる弊害の方は、國立病院の内

容そのものに関する非常に質の低下と

なるという点にあるわけあります。

このことを政府みずからはつきりとこ

れを認めているわけなんです。例えば

診療内容が不適正となり、実質的な医

療費の高騰を來たす。即ち或いは粗悪

な薬品を使用し、或いは診療費の徵

收を目的として不必要な治療まで行な

うようになります。更に收入の上りにくく

それをおこします。そのためには

この利点と欠陥とを比較して見ますと、利点の方は主と

して経理上の利点でありまして、それ

によつて生ずる弊害の方は國民医療の

内容に関する根本的な欠陥を政府みず

から認めております。この……

○中西功君 ちよつと待つて奥れ。

「賛成」と呼ぶ者あり

「木内四郎君「討論の最中に動議

を出すわけに行かない」と述べ

○中西功君 質問者はまだ外

にいるかも知れませんが、動議が出

たので……

○中西功君 午前中からそういう約束

で、本会議に行つているときは調整す

るという約束になつておるのです。

○中西功君 約束といふことは

私は知りません。

○中西功君 僕は行つてますから適

当に連絡して、そろしてやるといふよ

うにして呉れてもいいです。

○中西功君 あとの決定は分

りませんが、とにかく公平に……

○中西功君 今木村さんの討論中

ですからそれが終つて改めて……

○中西功君 発言を続けて下さい。

○本村謙八郎君 特別会計の実施によつて生ずる弊害の方は、國立病院の内

容そのものに関する非常に質の低下と

なるという点にあるわけあります。

このことを政府みずからはつきりとこ

れを認めているわけなんです。例えば

診療内容が不適正となり、実質的な医

療費の高騰を來たす。即ち或いは粗悪

な薬品を使用し、或いは診療費の徵

收を目的として不必要な治療まで行な

うようになります。更に收入の上りにくく

それをおこします。そのためには

この利点と欠陥とを比較して見ますと、利点の方は主と

して経理上の利点でありまして、それ

によつて生ずる弊害の方は國民医療の

内容に関する根本的な欠陥を政府みず

から認めております。この……

○中西功君 ちよつと待つて奥れ。

○中西功君 木村君発言を続けて下さい。

○中西功君 今不信任の動議が出ておりますから……私は賛成します。

○中西功君 ちよつと待つて奥れ。

収入に關係がない業務が等閒に付せら

れる、更に又災害時、傳染病流行時等

の活動、その他公衆衛生面の活動が疎

かになる、延いては新設、大修築等大

きな營繕工事が困難となる。こうい

う欠点となつておるわけです。こ

れはもう非常に重大な問題だと思うの

です。こういう欠点が現われるなら

ば、これは國立病院を設ける趣旨に反

すると思うのです。政府もはつきりこ

れを認めておりまして、こういう欠点

があるが、これは是正する方法があ

る。それは正する方法について政府は

述べておますが、それは自主的には

何ら解決方法になつておらないのであ

ります。先づいろいろの医療内容が不

適正となつたり、或いは医療的な医療

費の高騰を來たす等、そういう点につ

いては政府は、諸帳簿を整備して報告

を正確にする等の措置を講じて、各病

院の指導監督を強化すると共に、各職

員に対し、國立病院の目的及び使命に

ついては十分自覚せしむるよう努力す

ることによってこの弊害を除くことが

できることと言つておられます。こういう

ことは何も特別会計にしなくても、一

般会計においてできることなんです。

それを何故わざわざ特別会計にするの

が判斷に苦しむのであります。更に又

先程述べました收入の上りにくい患者

を敬遠する。そういう弊害につ

いても、大体同様な措置によつてこの

弊害を除くことができる。そういうよ

うな政府の説明になつております。

こういうような措置は、一般会計に

おいて國立病院を經營する場合におい

ても、これは当然なすべき措置であつ

て、これまで一般会計においてできな

しましますが、実はこの前櫻内委員長が委

〔中西功君〕ちよつと待つて異れ。

いは看護婦、助産婦等の医療関係者の養成、或いは医療社会事業等の、直接

すことの撤回を願いたいというふうに考えております。

でも、これは当然なすべき措置であつて、これまで一般会計においてできなかつたが、実はこの前櫻内委員長が委

員長席におられたとき、中西君から日本のこの大蔵委員会の運用について動議が出されました。本会議がありま

すのでこの際中西委員が緊急質問をする場合には採決はしないで置くといふ了解があつたと思うのです。そして折角厚生大臣が見えておられるのであるから、厚生大臣に対する質疑は続行する、そして採決はしないで置く、そういう際には連絡をとるということになつておつたのです。私は先程うつかりして中西委員が本会議に行つて、これが分らなかつたのであります。が、先程中西委員からその点について動議を提出されましたが、今本会議に行つておりますので、私が中西委員に代つてその動議を提出いたします。私はどうも黒田委員長の運営の仕方が本当に公正を欠いておると思うのです。これまでの経過に鑑みまして、私は黒田氏個人に対しても年長者でもありこの動議を提出いたします。私はこれまでのいろいろな経験から見まして、これまでのいろいろな経験から見まして、この大蔵委員会の運営の仕方については遺憾ながら私は不信任の意を表させるを得ないのです。(「同感」と呼ぶ者あり)

非常に遺憾であります。が、ここに黒田氏の委員長を行われることについて私は不信任の動議を提出いたす次第であります。(「養成」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒田英雄君) ちょっとと速記を止めます。

○委員長(黒田英雄君) 速記を始め

ありますので、直ちに採決しないよう

にという動議を提出いたします。

〔養成」と呼ぶ者あり〕

○理事(黒田英雄君) それでは木村君は私に対する不信任の動議は撤回されまして、改めて討論を承つて、採決はこの場合しないということにして呉れ

という動議ですか。

○木村謙八郎君 そうです。

○理事(黒田英雄君) 私は討論を終結して置いて、採決は櫻内委員長が来ら

れてからして頂こうと思つてゐるので

が、皆さん御異議なければ木村さん

の動議のように確定いたしますが、御異議ありませんか。

○小川友三君 只今木村先生からの御

提案としての御意見のようにも承わりますし、併しまだ討論中ですからこの

討論を続行してそれが済んでからやりたいと思ひますからして、この法案に

対する討論の継続をお願いします。

○理事(黒田英雄君) 討論は無論続行しまして承わることにいたします。さ

うにいたして御異議ございませんか。

〔異議なし〕「討論続行」と呼ぶ者あり

○森下政一君 中西君並びに天田君は本会議の緊急質問のため席を外しておられます。それから渡多野君は御承知の

ように議院運営委員会から本委員会の委員長と理事一名來て貰いたいという要請によつて今席を外しております。

今席を外しております二君とも恐らく申しましたが、採決を只今直ぐやることについては反対する。それまだここに本会議に列席しておらない委員も

して討論を打切るといふ措置を講ぜられないようになつて皆に審見を出さず機会を與えるのが一番民主的な委員長の扱い方だと思いますが、そのことを了承して置いて頂きたい。

○理事(黒田英雄君) それでは討論を続行いたします。

○油井賢太郎君 私はこの國立病院の特別会計については反対の意見を有するものであります。先ず一般会計から

特別会計に移したがために、非常に國立病院の運営が円満に且つ公平に理想的に行われるような政府のお話でありますけれども、若し特別会計に移しましても、若し特別会計に移しましても、そういうことができるなら、移さなくて一般会計でやつて行つても、政

府の監督よろしきを得れば、当然立派に運営できるものと思われるのではあります。先般公聽会等におきまして、各

方面的代表者が参り、事務局、看護婦、患者等の各代表者は、口を揃えて

に運営できるものと反対の意見があ

りました。その意見も誠に尤もである

と承つたのであります。而もそれらの意見も誠に尤もである

と承つたのであります。ところが強制的に努めに違いないといふことが

考えられます。

尙ほ今までの國立病院の分布状態を見ますと、東北とかあるいは北海道方面には、数も少く又そういう

面に對するところの、國家的施設の経費等も極めて僅少であります。これ

はもう國立病院それ自体が初めから甚だ不公平であると断ざざるを得ないの

であります。この点は政府におきま

して、最も公平に、而もできるなら

ば恩まれない土地にできるだけ國家の

施設或いは経費といふものをお廻し下

すつて「当選確実」と呼ぶ者あり

ますけれども、若し特別会計に移さ

が政府の当初の意思であります。即ち政府の考え方には、いろいろ質疑に対し早い時期において、この特別会計に承ることによって、独立核算ができるべき状態を持つて行きたいというの

が政府の考え方であった。而もその政

府というのは大蔵当局の考え方であ

る。金を出す方の面を担当しておりまして、恐らくさような事柄

を大蔵省としてはさもあるべきことな

どあります。ところが強制的に

大蔵省としてはさもあるべきことな

計にすることを願つていません。特別会計にすることを欲していません。だからこれに對して大臣を引張つて来てましても、医務局長を引張つて来てまして、他の厚生省当局が出て參ります。私は考るのあります。ここに医務局長その他がおられます、私共これに反対する者の言論をお聴きになつて、内心は有難涙に暮れておられるに違ひありません。これ程厚生省の仕事に対して解説を持つて呉れるかといふことを思つておるのが眞相だと私は思うのであります。從いましてこの案といふものは、先刻私が申しますように、恐らくはこの大蔵省の発議に基いておる。でありますから幸うじて厚生省が申しますことは、独立会計にすることによつていろいろな各病院それについての無駄が省ける機会が多がろう。經理が明確になるだらうといふようなことを答弁するのであります。これは特別会計にしなければ、さような成果を收めることができない事柄であるかといふことになりますと、現状のままでも、一般会計で賄う場合におきましても、さよう

かかる病氣を處す力のないところの氣の弱な人々に、國の負担において完かつたといふのは、全くこのためだと私は考るのあります。ここに医務局長その他がおられます、私共これに反対する者の言論をお聴きになつて、内心は有難涙に暮れておられるに違ひません。これ程厚生省の仕事に対して解説を持つて呉れるかといふことを思つておのが眞相だと私は思うのであります。從いましてこの案といふものは、先刻私が申しますように、恐らくはこの大蔵省の発議に基いておる。でありますから幸うじて厚生省が申しますことは、独立会計にすることによつていろいろな各病院それについての無駄が省ける機会が多がろう。經理が明確になるだらうといふようなことを答弁するのであります。これは特別会計にしなければ、さよう

かかる病氣を處す力のないところの氣の弱な人々に、國の負担において完かつたといふのは、全くこのためだと私は考るのあります。ここに医務局長その他がおられます、私共これに反対する者の言論をお聴きになつて、内心は有難涙に暮れておられるに違ひません。これ程厚生省の仕事に対して解説を持つて呉れるかといふことを思つておのが眞相だと私は思うのであります。從いましてこの案といふものは、先刻私が申しますように、恐らくはこの大蔵省の発議に基いておる。でありますから幸うじて厚生省が申しますことは、独立会計にすることによつていろいろな各病院それについての無駄が省ける機会が多がろう。經理が明確になるだらうといふようなことを答弁するのであります。これは特別会計にしなければ、さよう

かかる病氣を處す力のないところの氣の弱な人々に、國の負担において完かつたといふのは、全くこのためだと私は考るのあります。ここに医務局長その他がおられます、私共これに反対する者の言論をお聴きになつて、内心は有難涙に暮れておられるに違ひません。これ程厚生省の仕事に対して解説を持つて呉れるかといふことを思つておのが眞相だと私は思うのであります。從いましてこの案といふものは、先刻私が申しますように、恐らくはこの大蔵省の発議に基いておる。でありますから幸うじて厚生省が申しますことは、独立会計にすることによつていろいろな各病院それについての無駄が省ける機会が多がろう。經理が明確になるだらうといふようなことを答弁するのであります。これは特別会計にしなければ、さよう

かかる病氣を處す力のないところの氣の弱な人々に、國の負担において完かつたといふのは、全くこのためだと私は考るのあります。ここに医務局長その他がおられます、私共これに反対する者の言論をお聴きになつて、内心は有難涙に暮れておられるに違ひません。これ程厚生省の仕事に対して解説を持つて呉れるかといふことを思つておのが眞相だと私は思うのであります。從いましてこの案といふものは、先刻私が申しますように、恐らくはこの大蔵省の発議に基いておる。でありますから幸うじて厚生省が申しますことは、独立会計にすることによつていろいろな各病院それについての無駄が省ける機会が多がろう。經理が明確になるだらうといふようなことを答弁するのであります。これは特別会計にしなければ、さよう

して満足していない。もつと國が多く市が幾多の苦心を重ねて経営してまいりか指摘いたしました大蔵の実例に倣して見ましても、療養を受ける側は満足

困者の長期療養も閉め出されなくちゃならない。更に收入と支出の分離が、結局は自然発的に維持されて來ましたところの社会政策的な政策を支えていた唯一の財政的な基礎が略奪されるといったようなことに相成るのであります。こういったことは全部各公述者から述べられたのであります。先ず國立今改めましてこの公述者の方々の名前をここで指摘いたしましても各界の代表者と見るべきであります。先ず國立大学教授の石川氏、更に全日日本國立医療労働組合委員長畠江氏、更に全國國立病院患者同盟委員長村上氏、産別会議幹事保健部長の吉田氏、更に東京都議田区の区議員と民生委員の水澤氏、更に國立病院看護婦代表である栗澤氏、こういった代表の方々の公述から考へて見ましても、本案は當然これは反対すべきものである。こういったことを強引に押ころうとする現在の吉田内閣はこの國立病院本來の目的を全く見失つておる、かよう指摘せざることは得ないのであります。以上のような理由によままして私は本案に反対するものであります。

○理事(黒田英穂君) 討論はこの程度にいたしまして、一時休憩いたしました

〔異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(黒田英穂君) ではこの程度にして、暫く休憩いたします。

午後三時二十九分休憩

○委員長(櫻井辰郎君) 休憩前に引続かれより委員会を開きます。國立病

院特別会計法案に対する討論を続行をいたします。

○天田勝正君 日本社会党は本特別会計案に反対いたします。その理由は

三点であります。

先ず第一は、政府の提案理由にありましたが、この特別会計を制定する理由としては、第一「國立病院の運営による運営とその経理の適正を図る」第二に、病院の事業経営といふ特別官廳で、適正な経営方策を樹てるために、

その收支を明瞭化にする。こうしてこのことと裏返えして聞きますが、

と、一般会計では困難な運営もできなければ、經理の適正も困難ない、従つて、適正な経営方策を樹てるために、

その理由は國立病院は現在適正な立地條件に立つておらないことはど

うも明らかにならない、こういうこと

と、一般会計では困難な運営もできな

れば、經理の適正も困難ない、従つて、適正な経営方策を樹てるために、

省自身が最初こういうことに反対しました。今日においても商工省当局の多くの人々が反対しておる止むを得ない措置と認めておると、ということだけでもこれらは極めて明白なんあります。而もこういうことが施行されて行きました。ならば、これは専ら財政的な見地から病院運営といふものが実施されました。そのことから又私共が受取りましたとしてどうやらこれが本則の第十七條に入つて來た、こういうことであります。そのことは、結局政府は独立採算制によつてしまいには國立病院をやがて見殺しにして行く、こういうことが感じられます。

第三の理由は國立病院は現在適正なる立地條件に立つておらないことはどちらも認めることろであります。そこでこれを適地に配置轉換をいたさなければならぬ、この配置轉換をいたしましてこのことと、一般会計では困難な運営もできな

れば、經理の適正も困難ない、従つて、適正な経営方策を樹てるために、

その理由は國立病院は現在適正な立地條件に立つておらないことはど

うも明らかにならない、こういうこと

と、一般会計では困難な運営もできな

れば、經理の適正も困難ない、従つて、適正な経営方策を樹てるために、

その理由は國立病院は現在適正な立地條件に立つておらないことはど

うも明らかにならない、こういうこと

と、一般会計では困難な運営もできな

れば、經理の適正も困難ない、従つて、適正な経営方策を樹てるために、

その理由は國立病院は現在適正な立地條件に立つておらないことはど

うも明らかにならない、こういうこと

と、一般会計では困難な運営もできな

れば、經理の適正も困難ない、従つて、適正な経営方策を樹てるために、

その理由は國立病院は現在適正な立地條件に立つておらないことはど

うも明らかにならない、こういうこと

と、一般会計では困難な運営もできな

れば、經理の適正も困難ない、従つて、適正な経営方策を樹てるために、

その理由は國立病院は現在適正な立地條件に立つておらないことはど

うも明らかなことである。従いまして、私はそういうことで行ける可能

性もあるのにこれを承認してしまふ

ことは一つの罪悪に等しいと考え

ます。もつと國立病院を優遇したとしても、

我々は十分やつて行けるわけではありません。それで、私はそ

ういふとこれで特別会計にしなくて

いいです。その監査を正確に我々

の前に出し、國民の前に出し、その監

査に従つて適当な処置を探つただけで

いたしました。その監査を正確に我々

の前に出し、國民の前に出し、その監

査に従つて適當な処置を探つただけで

いたしました。その監査を正確に我々

の前に出し、國民の前に出し、その監

査に従つて適當な処置を探つただけで

いたしました。その監査を正確に我々

の前に出し、國民の前に出し、その監

査に従つて適當な処置を探つただけで

いたしました。その監査を正確に我々

の前に出し、國民の前に出し、その監

査に従つて適當な処置を探つただけで

いたしました。その監査を正確に我々

ソスをとらせるために無理な経費の切詰めをする。公聴会においても公述人の人々から述べられましたように、いろいろな修繕すべき機械も修繕しないとか、必要な経費も不自由にするというようなことはさせない、國立病院の目的、機能を十分に發揮するようにならし、それに必要なところの経費は本年度の予算においては二割五分の補給といふことになつておるのであります。併し将来においてこの機能を十分に發揮するために、一面においては勿論節約すべきものは十分に節約をして、尙機能発揮のために必要なところの経費が二割五分を増加いたしましても、三割になるとか、或いは四割になつても、これは十分に國會の承認を得て予算を補給をしてそして機能を發揮し、公述人がいろいろ述べられたようないろいろな不都合はないように十分にされるということを強く要望いたしまして、本案に賛成をいたしました。

○渡邉勝正君 外に御発言はございませんか。御発言もないようだと認めて、直ちに採決いたします。國立病院特別会計法案を原案通り可決することに賛成の方の御手を願います。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御発言はございませんか。御発言もないようだと認めて、直ちに採決いたします。國立病院特別会計法案を原案通り可決することに賛成の方の御手を願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(櫻内辰郎君) 多数と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。尚本会議における委員長の口頭報告は委員会における質疑回答の要旨、討論の要旨及び表决の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔挙手者多数〕

○委員長(櫻内辰郎君) 多数と認めます。それではそのように手続いたしまずして、尚そのことについて委員会の皆さんにお詣りしたいと思うのであります。その社会保障制度の中核となるのがこの國立病院ではなかろうかと思ふ。今これを特別会計にしたところで、從来よりも悪くはならないといふことを賛成の理由に黒田さんは述べられましたが、民自党の政府の約束は世間に定評があるので、なかなかそういうことを言つたようなことはやらないだろうと思う。特にこの特別会計にしました趣旨が合理化の線に沿つておるといふことははつきりしておる、二割五分の補給をとらせるために無理な経費の切詰めをする。公聴会においても公述人の人々から述べられましたように、いろいろな修繕すべき機械も修繕しないとか、必要な経費も不自由にするといふことにはさせない、國立病院の目的、機能を十分に發揮するようにならし、それに必要なところの経費は本年度の予算においては二割五分の補給といふことになつておるのであります。併し将来においてこの機能を十分に發揮するために、一面においては勿論節約すべきものは十分に節約をして、尙機能発揮のために必要なところの経費が二割五分を増加いたしましても、三割になるとか、或いは四割になつても、これは十分に國會の承認を得て予算を補給をしてそして機能を發揮し、公述人がいろいろ述べられたようないろいろな不都合はないように十分にされるということを強く要望いたしまして、本案に賛成をいたしました。

○渡邉勝正君 私は本法案を反対いたします。我が國が今後社会保障制度を実施しなければならない使命を帯びております。その社会保障制度の中核とします。それが國立病院ではなかろうかと思ふ。今これを特別会計にしたところを賛成の理由に黒田さんは述べられましたが、民自党の政府の約束は世間に定評があるので、なかなかそういうことを言つたようなことはやらないだろうと思う。特にこの特別会計にしました趣旨が合理化の線に沿つておるといふことははつきりしておる、二割五分の補給をとらせるために無理な経費の切詰めをする。公聴会においても公述人の人々から述べられましたように、いろいろな修繕すべき機械も修繕しないとか、必要な経費も不自由にするといふことにはさせない、國立病院の目的、機能を十分に發揮するようにならし、それに必要なところの経費は本年度の予算においては二割五分の補給といふことになつておるのであります。併し将来においてこの機能を十分に発揮するために、一面においては勿論節約すべきものは十分に節約をして、尙機能発揮のために必要なところの経費が二割五分を増加いたしましても、三割になるとか、或いは四割になつても、これは十分に國會の承認を得て予算を補給をしてそして機能を発揮し、公述人がいろいろ述べられたようないろいろな不都合はないように十分にされるということを強く要望いたしました。

○渡邉勝正君 外に御発言はございませんか。御発言もないようだと認めて、直ちに採決いたします。國立病院特別会計法案を原案通り可決することに賛成の方の御手を願います。

○委員長(櫻内辰郎君) 多数と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。尚本会議における委員長の口頭報告は委員会における質疑回答の要旨、討論の要旨及び表决の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔挙手者多数〕

○委員長(櫻内辰郎君) 多数と認めます。それではそのように手続いたしまずして、尚そのことについて委員会の皆さんにお詣りしたいと思うのであります。その社会保障制度の中核となるのがこの國立病院ではなかろうかと思ふ。今これを特別会計にしたところを賛成の理由に黒田さんは述べられましたが、民自党の政府の約束は世間に定評があるので、なかなかそういうことを言つたようなことはやらないだろうと思う。特にこの特別会計にしました趣旨が合理化の線に沿つておるといふことははつきりしておる、二割五分の補給をとらせるために無理な経費の切詰めをする。公聴会においても公述人の人々から述べられましたように、いろいろな修繕すべき機械も修繕しないとか、必要な経費も不自由にするといふことにはさせない、國立病院の目的、機能を十分に發揮するようにならし、それに必要なところの経費は本年度の予算においては二割五分の補給といふことになつておるのであります。併し将来においてこの機能を十分に発揮するために、一面においては勿論節約すべきものは十分に節約をして、尙機能発揮のために必要なところの経費が二割五分を増加いたしましても、三割になるとか、或いは四割になつても、これは十分に國會の承認を得て予算を補給をしてそして機能を発揮し、公述人がいろいろ述べられたようないろいろな不都合はないように十分にされるということを強く要望いたしました。

○渡邉勝正君 外に御発言はございませんか。御発言もないようだと認めて、直ちに採決いたします。國立病院特別会計法案を原案通り可決することに賛成の方の御手を願います。

○委員長(櫻内辰郎君) 多数と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。尚本会議における委員長の口頭報告は委員会における質疑回答の要旨、討論の要旨及び表决の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔挙手者多数〕

○委員長(櫻内辰郎君) 多数と認めます。それではそのように手続いたしまずして、尚そのことについて委員会の皆さんにお詣りしたいと思うのであります。その社会保障制度の中核となるのがこの國立病院ではなかろうかと思ふ。今これを特別会計にしたところを賛成の理由に黒田さんは述べられましたが、民自党の政府の約束は世間に定評があるので、なかなかそういうことを言つたようなことはやらないだろうと思う。特にこの特別会計にしました趣旨が合理化の線に沿つておるといふことははつきりしておる、二割五分の補給をとらせるために無理な経費の切詰めをする。公聴会においても公述人の人々から述べられましたように、いろいろな修繕すべき機械も修繕しないとか、必要な経費も不自由にするといふことにはさせない、國立病院の目的、機能を十分に發揮するようにならし、それに必要なところの経費は本年度の予算においては二割五分の補給といふことになつておるのであります。併し将来においてこの機能を十分に発揮するために、一面においては勿論節約すべきものは十分に節約をして、尙機能発揮のために必要なところの経費が二割五分を増加いたしましても、三割になるとか、或いは四割になつても、これは十分に國會の承認を得て予算を補給をしてそして機能を発揮し、公述人がいろいろ述べられたようないろいろな不都合はないように十分にされるということを強く要望いたしました。

○渡邉勝正君 外に御発言はございませんか。御発言もないようだと認めて、直ちに採決いたします。國立病院特別会計法案を原案通り可決することに賛成の方の御手を願います。

○委員長(櫻内辰郎君) 多数と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。尚本会議における委員長の口頭報告は委員会における質疑回答の要旨、討論の要旨及び表决の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔挙手者多数〕

○委員長(櫻内辰郎君) 多数と認めます。それではそのように手続いたしまずして、尚そのことについて委員会の皆さんにお詣りしたいと思うのであります。その社会保障制度の中核となるのがこの國立病院ではなかろうかと思ふ。今これを特別会計にしたところを賛成の理由に黒田さんは述べられましたが、民自党の政府の約束は世間に定評があるので、なかなかそういうことを言つたようなことはやらないだろうと思う。特にこの特別会計にしました趣旨が合理化の線に沿つておるといふことははつきりしておる、二割五分の補給をとらせるために無理な経費の切詰めをする。公聴会においても公述人の人々から述べられましたように、いろいろな修繕すべき機械も修繕しないとか、必要な経費も不自由にするといふことにはさせない、國立病院の目的、機能を十分に發揮するようにならし、それに必要なところの絏費は本年度の予算においては二割五分の補給といふことになつておるのであります。併し将来においてこの機能を十分に発揮するために、一面においては勿論節約すべきものは十分に節約をして、尙機能発揮のために必要なところの絏費が二割五分を増加いたしましても、三割になるとか、或いは四割になつても、これは十分に國會の承認を得て予算を補給をしてそして機能を発揮し、公述人がいろいろ述べられたようないろいろな不都合はないように十分にされるということを強く要望いたしました。

く忽せにできぬかと思ひ、少くともこと

こと列席された委員の方は、皆さんに

聴いて見たいと思うが、あの当時はそ

の報告書を見ておりませんので、帰りま

したならば、その内容を見て、そうして御希望に副うように努力いたしま

しよろと言いましたから、出されるも

のとはつきりこちらは了承しておる。

それを必ずしも出しますと約束したわ

けではありません、研究すると言つた

のです

のところをばつかり答えて貰いたい。

我々を愚弄しておるとしか思えない、

もう一度それに対してはつきりと、出

そらと努力しておつたのか、或いはご

まかすつもりでおつたのか、そういう

ところをばつかり答えて貰いたい。

○國務大臣(池田萬人君) 言葉の使い

方が裏つておられます。愚弄したとい

うようなお話をござりますが、決して

そういう意味ではございません。ああ

いう資料は実は出したくないであります。而もこれを大蔵省から出します

と、それが如何にも公文書として権威

あるもののようにお考えになります

と、却つて人々の誤解を招く虞れがあ

りますので、再三それはお断りしたの

は皆さん御承知の通りであります。

○中西功君 そんなふうに答へはせん

よ。

○國務大臣(池田萬人君) 必要な要求

でありますから、そういうふうにやつてみましょか、そういうふうに努力いたしましょと申上げましたが、その後の質疑應答で、どなたかの委員が、正規の手続をとつてやるべきじやないか、こうどうふうなお話をござしました。正規の手続がありましょたなら、一應事情をお話いたしましてお断

ぱ、一應事情をお話いたしましてお断

りしたいぐらに考へたおる次第でござります。

○小川友三君 中西先生の今案でございますが、これは今も大蔵大臣からお電話がありました。これは所管は会

議院として合意審査をしたとして申出がございました。これを承認する

ことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(國内辰郎君) 御異議ないと認めます。ではさよう決定いたしま

す。

○中西功君 それで大蔵大臣と私の問

答は以上の通りで恐らく発展はないと思ひます。これは私は我々委員会、或

いは參議院の問題として非常に重要な問題じやないかと思ひます。このよ

うに大蔵省には資料がありますが、而

もこの資料については國会が要請して

作つた資料なんです、監査なんです、

この參議院の院ですが、議院が國政に

対して政府並びに政府機關に資料を要

求することができるというのには、これ

は國会法にはつきり明記されておるこ

となんです。今の大蔵大臣の答弁は正

規の手続を踏んで來ても、それは断り

つけべくへ答弁を変えておるではない

か、皆そんな答弁ばかり……

○國務大臣(池田萬人君) 「これは今調

査経過中のものでございまして……

○中西功君 違います。そんな範囲

な……、議院が……、議院というのには

か、そういうもののが根本に触れた問題

が今出されでおると思うのです。で、

私は委員長にこれをどういう形式でも

ついでのそういう調査権と申します

が、それで会計検査院の方から検査を

して貰つたものを、報告を取るという

のが形体じやないかと思いますが、そ

ういうことにして頂いて次の法案があ

りますから進みたいたと思ひますが、皆

さん如何です。

○國務大臣(池田萬人君) 成るべく出

したくないといふ氣持なんです。

○中西功君 断りたい、同じことじやないか。

○國務大臣(池田萬人君) 中西君にちよ

うか、問題であると思います。

○國務大臣(池田萬人君) 私は正規の手続を踏んで來ても断るとは申さなかつた。断わりたい……

○中西功君 出したくないあるの問題ではあります。そういうふうにいつ

てつべこべ答弁を変えておるではない

か、皆そんな答弁ばかり……

○國務大臣(池田萬人君) 「これは今調

査経過中のものでございまして……

○中西功君 いや、分つていらない。

○委員長(國内辰郎君) それですか

が、むしろ正規の手続を踏んで要求す

るということにしたらどうですか。

○小川友三君 それが正しいよ。

○中西功君 ではそりたしましたよ

う。

○中西功君 いや、分つていらない。

○委員長(國内辰郎君) では次は日本

銀行法の一部を改正する法律案の御審

議を願いたいと思います。

○小川友三君 正する法律案の一部を改

正する法律案につきましては、社会党

の波多野先生から修正意見が出ており

ますから、先づ波多野先生から、修正

意見に対する説明を承りたいと思ひま

すが。

○小川友三君 日本銀行法の一部を改

正する法律案の一部を改正する法律案

が整えておりますので、また後に譲つて頂いて、中西先生にこの際一應……

○中西功君 いや私この問題を出して

おるのですから……

○國務大臣(池田萬人君) 外に御質疑が

ありましたが、御質疑を先にお願いし

たい。

○木村謙八郎君 前に日本銀行の經理

について質問して、よく取調べてから

答弁するということになつて、幾つて

おるのです。それは日本銀行の經理の

うち、昭和二十二年下期の経費のうち、いわゆる賞與には、重役理事の賞與、その他が入っているかどうか。それから寄附金その他はどういうふうな勘定科目に入っているか、これは経費のうち、どういう所に入っているか、そういうことについて、この前お尋ねして置いたのですが、御答弁願いたいと思います。

○政府委員(西原直蔵君) この前御質問がございました只今の話の点でござりますが重役の賞與その他給與はすべて人件費の中に入っています。それから寄附金は物件費の七億七千九百万円の中に入っています。その金額は一千六百九十四万五千円ということになっております。

○本村謙八郎君 理事の給與は人件費の中に入っている、併し賞與そういうものはこういもの中に、半期賞與になつておりますが、理事の……

○政府委員(西原直蔵君) 理事の賞與と申しますが、それをものは全部人件費の中に入っています現在利益金処分いたしまして賞與を出しておりません。

○本村謙八郎君 人件費の中に入つておるのでですか。

○政府委員(西原直蔵君) 人件費の中へ入つております。

○本村謙八郎君 それから寄附金一千六百九十四万五千円、これは物件費の中に入っているといふお話をなんぞ、その主なるものはどういう……

○政府委員(西原直蔵君) 寄附金の一千六百九十四万五千円のうち、主なるものを申上げます。通貨安定対策本部に対する寄附金が一千万円、東京外各地銀行協会に対する寄附金が百四十万

円、明治大正金融史資料編纂所外学術

と、結局納付金というものが、その

諸経費を引いてから余りのものにつ

て法定積立金がないものを除いたも

共同募金国際ギリスト教學園外國學園

体に対する寄附金が百十三七万九千円、地方諸團体に対する寄附金が百十

一万三千円、その他が、いろいろあります、百五十二万三千円と、こうい

うことになります。

○木村謙八郎君 その他のどなたが、どういうものでござりますか。

○政府委員(西原直蔵君) その他これに類する小口のものであります。

○木村謙八郎君 日本銀行は、これをおりますが、このうちの通貨安定対策本部ですか、こういものに対する寄附金は、筋が通つたものとしても、そ

の他地方團体に相当寄附しているのものはあつたわけですか。

○木村謙八郎君 どういふうになつておられます。どうでも経費の方で伸縮できるよ

うに思うのですが、この納付金制度に

する前に、発行税みたいなにするよ

うで何か研究か何かされておりますか。

○木村謙八郎君 その他のどなたが、どういふうになつておられますか。

○政府委員(西原直蔵君) 日本銀行の利益金を、結局税金の形で國庫に收納するか或いは納付金というような形で利

益の出ましたものの中から経費を差引きした残額を、すべて國庫に納付する

方法をとるか、いずれかの方法が中央銀行につきまして考えられるわけだと

うのですが、今までずっとそういう

方法をとるかに従いまして、この考え方もいろ／＼変るのではないか

うかというふうに考えております。

○木村謙八郎君 例えはこの前の金融制度の懇談会等に

○政府委員(西原直蔵君) 第三十七條の規定によりまして、毎事業年度の経費予算を予め定めて、事業年度開始前に大蔵大臣の承認を受けるということになつております。二十四年度と申しますが、この上期の分につきまして、年間開始迄に予定メ事業

作つて提出されているわけなんです。

○木村謙八郎君 おきますては、日本銀行の制度につきまして、やはり或る程度の発行税的な

金額を先ず國庫に納付させまして、その上でのいろいろな積立金とか償却を除いて、更に残額があつた場合に、これ

を更に納付するというようなことも考えられるのではなかろうかといふよう

な案もございました。大蔵省の事務当局といましても、いろ／＼と研究をいたしております。ただこれらは結局日本銀行の性格をどういうふうにす

ますと、それ程大きな金額にもならないかと思います。

○木村謙八郎君 これは大蔵大臣にきいております。

○木村謙八郎君 我々に配付されまし

ておられます。どうでも経費の方で伸縮できるよ

うに思うのですが、この納付金制度に

する前に、発行税みたいなにするよ

うで何か研究か何かされておりますか。

○木村謙八郎君 それが法律又は契約關係ニヨル政策委員会に委任セラレタル信用ノ調整ニ関スル政策事項及金融機關ノ検査」、こ

の検査と申しますのは、場合によりましては政策委員会が行う、直接実地に

現場において行うこともあると考えら

れます。が大体のところは結局この政策委員会のメンバーといたしましては七

人でございますので、実地検査といふことを計算しなければならないこと

になりますが、これにつきまして、やはり大体過去の実績、今後通貨の趨勢等を勘案いたしまして、これによつて承認を受けるといふことにいたしております。それから納付金は、結局利益が幾ら出るかといふことを計算しなければならないことがあります。

○木村謙八郎君 それも一つなんだが、問題となるのは、日本銀行における政

策委員会の性格がやはりつきりしない

うことを計算しなければならないことになります。

○木村謙八郎君 それも一つなんだが、問題となるのは、日本銀行における政

策委員会の性格がやはりつきりしない

うところで第三十八條に「日本銀行へいたしました。従いまして今度二十

四年度の國庫予算におきましても、納付金の金額といふものは大体予想いたしました。成シ毎事業年度経過後二月以内ニ之を主務大臣ニ提出シ承認ヲ受クベシ」それからその前の第三十七條に

「日本銀行ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ毎事業年度ノ経費の予算ヲ定メ事業

十四年度の予算についても資料を頂きました。あれと同じような形で……

○木村謙八郎君 資料は書類

算については資料を頂きましたが、二

十四年度の予算についても資料を頂きました。あれと同じような形で……

○木村謙八郎君 二十三年度の收支計

弁によれば、これは最高の立法機関なります。政策作成の機関などです。政策の執行機関としては日本銀行総裁以下の職員があるわけです。そこで政策作成機関である政策委員会が金融機関の検査をやるときがあるといふようなことは、この政策委員会の性格を甚だ妙なものにしてしまうことになります。

○政府委員(西原直蔵君) お話を通りに、政策委員会といたしましては人數も少いことでございますから、結局はどの銀行を検査するとか、或いは検査の方針としてはどうか、うることを行ひとが、或いはどういうことを行ひと目して検査を実行する、又検査を実行した後の検査の報告を受けますが、それをいろいろ今後の監督とか信用政策を行ひ上においての資料といたしました。方法としてはどうか、うることを行ひとが、或いはどういうことを行ひと

○波多野照君 これはこういう間違いやないですか、これは信用の調整に関する事項及び金融機関の検査に関する政策、こういうことではないのですか。

○政府委員(西原直蔵君) これはいろいろの経験から考えますと、ただ検査の方針を決めるということではなくて、幾らかそれよりも廣い観念たるうと私共は考えております。ただし、これは現実の問題といたしましては、結局検査の方針を決めることがあ大部分と申しますが、殆んど全部になるだらう、こういうふうに考えております。

○波多野照君 それから第十三條の三の四号の「公開市場操作」を於ケル種類」とかうような言葉が出て來ておる

のだが、妙な文章だと思うのですが、证券を賣買してもよろしくかといふことなどを決めるという意味のことではないですか。

○政府委員(西原直蔵君) お話を通りでござります。

○波多野照君 そうしたらもう少し文書を日本人に分り易くした方がいいのではいけませんね、どうしてこういうふうにもづかしいことを書くのか疑問なんですね。

○政府委員(西原直蔵君) 私の考え方といたしましては、結局第十三條の三の四号におきましても、ゆるやかマーケット・オペレーションを行ひるのであると

○波多野照君 余計なことなんだが、こんな言葉を使わなくともいいんじゃないですか。

○本村祐八郎君 「日本銀行ノ賣買スル電信爲替」というのはマーケット・オペレーションの方に掛かるのですか。

○政府委員(西原直蔵君) やはり、マーケット・オペレーションの一つの対象として考へられるといふに考えます。

○本村祐八郎君 電信爲替のマーケット・オペレーションと云ふことははどういことなんでしょうか。一つ具体的に御説明願いたい。

○政府委員(西原直蔵君) 現実には今までございませんが、將來の問題といたし

まして、そういうふうな必要がある場合に電信爲替について賣買を行うといふことがあります。

○本村祐八郎君 将來といふことはどういことを予想しておられるのでありますか。これはですね、非常に暫定的なものについては今後又作るといふお話、これは暫定的なものです。そういう意味なら當面のことについての最初提案されたときは……。もつと根本的なものについては今後又作るといふお話、これは暫定的なものです。それが将来のことまで予想して規定されるとおきなことになると、これが非常に根本的な性格を持つて来るのですか。その点は如何ですか。

○政府委員(西原直蔵君) これは暫定的かどうかとかいうことにについては私はいたしませんが、政策委員会は日本銀行の一つの機関でござります。それで、日本銀行で行いまする、このお話しを述ぶことができるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○波多野照君 やはりその四号ですが、その次ですね……、賣買する手形、國債の種類、それから條件及び價額並びに開始及び停止の時期と直ぐ出て来るのですが、開始及び停止の時期というのは公開市場操作の開始及び停止の時期、こういう意味なんですね。

○政府委員(西原直蔵君) そういう意

味であります。

○波多野照君 それならそいうふうに文章を書き替えて出すべきだと僕は思いますが、こんな分りにくい日本文は珍らしい、今言つたような意味に書け行われておりますからあれども、そこまでございましたが、將來の問題といたし

わはこう、どう日本文は初めて接するものだから、それを文字を入れないと分らぬのですが、日本銀行監理官といふものがいるのですが、監理官は「日本銀行ニ命ジ業務」……、それから「諸銀行ニ命ジ業務」ですが、そうしていろいろ日本銀行の業務について監督的な位置になつておられるわけですが、今度の政策委員会の会議に対しては、これは出席してやはりもござりますが、政策委員会は日本銀行の一つの機関でございまして、この前からいへじへお話しございましたように、意見を述べることができます。

○政府委員(西原直蔵君) その点につきましては御尤もなおお話あるところだと思いますが、この法律の点からしますれば、政策委員会もやはりあれはいたしませんが、政策委員会は日本銀行の一つの機関でござります。では、監理官は出席して意見を述べるので、監理官は出席して意見を述べることでできるかというとに解説上相成ると思ひます。

○九鬼鉄十郎君 今度できる政策委員会といふのはこれまでの制度であり、尙性格も從来とは非常に変つておると、こういふうに考へるのであります。

○波多野照君 それから該項の第七号

ですが、これは證券業者に対する金融機關の貸付、投資並びに貸付の担保の種類といふものを規定しておると思うまとして、その監理官の制度といつたのは、從来の日本銀行の理事会といつたようなもので結局会議に出席して意見を述べることができる、あるいはその各役員等がいろいろの違反行為をしたとき、これを又、何ですか、四十七條によつて解任することができる、主務大臣に通達して解任することができる、今行われているのですか。

○政府委員(西原直蔵君) 只今のお話

よつて行うということだけございまして、証券業者に対する金融について

はその総額とかあるいは爲替の、荷爲替の金融とかいうような種類によりまして若干統制があるわけでございます。

○波多野慶君 今この第七号に規定してあるようなことは、まだ統制しておらんわけですね。

○政府委員(西原直麗君) この第七号は大体何と申しますか。マージン・リクライメントというようなものを考えておるわけだと思いますが、これについては直接そういうような統制は今のところございません。

○波多野慶君 やつておりませんでしょ。うね。

○政府委員(西原直麗君) 「ございません」。

○波多野慶君 それから第十一号には、

主務大臣を経由して国会に報告する事項を掲げておるのです。そのうちの「法律ノ改正」ということ必要な法律の改正ということを國会に対してこの委員会が報告することはどういう意味なんですか。

○政府委員(西原直麗君) 「必要ナル法律ノ改正」と申しますのは、その政策委員会といたしまして考えました必要な法律の改正に関する意見のよう

なものとか、或いは政策委員会がいろいろ關係いたしておりますような関係の法律で、すでに改正された事項、又若し將來のことになりますれば意見を政府なんかに出来ましてそれがこの通りに改正になつたのであれば、そういう改定に関する事項を意味するものと考えております。

○波多野慶君 そういうことを言いますと余計分らんですよ、これは改正上の要望ということなら意味が分るのだが、法律を改正するのは國会なのだから……、改正された結果について又國が、法律の改正に対する意見がどうしたことか分らなくなる。

○政府委員(西原直麗君) 私のあれといったしましては、日本銀行の政策委員会から意見が出で、こういふうに改正になつたというようなことを一つの年間的な報告としたとして、金融機関のものを纏めて、書類をレポートして置く、こういう意味だろうと思います。

○政府委員(西原直麗君) 改正して意見を出すといふ意味じゃないか、こういふうに改正した方がいいという問題を出します……。

○波多野慶君 改正して意見を出すと、日本銀行の政策委員会も非常に含んでおるだらうと思います。が、私はやはり政策委員会の説明された点があるのじやないかと思います。改定するという上うな点を考慮されて、政策委員会が主務大臣を経由して國会に報告の義務をいたします。それで結果を付けよう、こういう意味でございます。

○九鬼敏十郎君 ように、結局過去のいろいろの改正、殊に日本銀行関係の改正についての事後は何と申しますか、報告といったことなどううと思ひます。このイロハニは全部報告事務のよろんなものだから、むしろ政策委員会が報告しなくても、日本銀行

○政府委員(西原直麗君) 只今の政策委員会が國会にこういふ報告をいたします場合には、議長の名において、議長が代表して行うことになるというふうに思ひますが、代表の意味で以て……。

○九鬼敏十郎君 なまくらもう一つ、この法律の、この法律によつて考えておる者はできるわけござります。昭和十七年法律第六十七号が全部そのまま適用されるのですか。

○天田勝正君 これは過日貰つた資料なのですが、今度の改正の部分を除きますれば、昭和十七年法律第六十七号が全部そのまま適用されるのですか。

○政府委員(西原直麗君) その通りでございます。○天田勝正君 そだだとすると、私は非常におかしいと思いますのは、この日本銀行法の四十八條に罰則規定がある、これを見て行きますと、総裁、副総裁がこれに違反した場合は五千円以下の過料に処す、こういうことになります。それから今度は、この改正法の十三條の六といふところを見ると、在任中その意に反して罷免されること、身分の保護などをすつと書いてある、大きな権限を與えられるものはやはり大きな責任と義務といふものがびつりくつ着いて離れないものではな

いかと私共は考えるのだけれども、今まで三万円もの罰金を取るという場合も一例としてある、それがこのようないうだけでも今日の日本の現状からすれば三万円もの罰金を取るという場合も一例としてある、それがこのようないう気がするのですが、この点はどういうことですか。

○政府委員(西原直麗君) 最初の御指摘受けました点は過料と申しますが、勿論これは官吏の資格整理する、言葉を整理するということは勿論精神も整理しなければならない新憲法の前からとが知りませんが、この法律にいたしまして、この二点を先ず伺います。が、そういうことを何故なさらなかつたのですか、この二点を先ず伺います。

○政府委員(西原直麗君) 一般的に只今ござります銀行法にいたしましても、その他の各法律にいたしましても、戰前にできました法律がござります。又日本銀行法もお話をございましたように、昭和十七年にできま

改正に関する事項を意味するものと考えています。

な問題は、日本銀行総裁から報告され

か。

ました法律でございまして、その当時のござりますれば五千円の過料といふものは相当な罰金であつたのでござりますが、現在におきましては相当低く相成っておりますので、こういうものにつきましては将来いろいろ根本的にいろいろな点で各方面に改正を必要とする点があると考えられますので、そういう場合には十分現在の事情に合うよう直さなければならないというふうに考えております。

それから第二の点の、この法律が勅令とございますのが非常に現状といったまじて不適当だという点でございま

すが、これは日本國憲法施行の際間に効力を有する勅令の規定の効力等に関する法律によりまして、その当時さ

いました法律の中で勅令とございますのは政令と読み替えるものとするといふ

うふうに規定されておりますので、現在といだしましてこれは政令と読み替えるという取扱いになつていています。

○天田勝正君 私の質問しました第一の点ですね。これは将来の問題ではなく、現在と比較した場合でもやはり私

はバランスが取れないのではないか、私は本来このいろいろな罪などは極め

て軽い方がいいという意見を持論として持つておるのであります。併し不公平といふものが一番いけないことであつて、

農民の方から見ればただ自分の持つているものを賣つた。而も供出をしていないのではなく、供出をしていてその上に賣つたといつただけで今も申上げました

农作物の罰金を科するということはちよどくある、而も超過供出を一〇%は一つ強制的に取上げるといふ法律をさえ出そとと今日政府はしてい

ます。こういうようなたるものにはつきましては將來いろいろ根本的な改正が必要です。ただその場合には、なかなか罰金としても、結局これらの罰則を重くいたしまして國策に協力させることが必要が、そういうところに私は現わされて来ると思う。こういうところから考えますと、比較いたしましても、この四十八條はこのよろしい軽いことさせだけの権限を與えられている。こういうことでは國民がやはり納得しないことですね。私は人の先に立つて、人よりも地位を余計與えられるというも

うのあります。こういうふうなと

き、このことは私はそれは支持いたしませんけれども、結局これらの罰則を

重くいたしまして國策に協力させる

いう必要が、そういうところに私は現わ

れて来るとと思う。こういうところから考

えますと、比較いたしましても、こ

は、監督政策が年々變るかも知れない

ということをここで予想しておるわけ

なんだが、この監督政策というの

一体どうらいことなんですか。内容は……

○波多野鼎君 先程の質問の続きですが、第十号の今度ハですが、「当該年

中ニ於ケル監督政策ノ変更」というの

は、監督政策が年々變るかも知れない

ということをここで予想しておるわけ

をするといふことがあつてそれの報告

をやるというならば話は分けるけれども

市中金融機関に対する監督などとい

うのは一つもこれにはないのですよ。

○波多野鼎君 どう言われるとこの政

策委員会の行う事項の中にそらいろこ

とがなくてはならない。そういう監督

をするといふことがあつてそれの報告

をやるというならば話は分けるけれども

おるでのござります。

○天田勝正君 私は參與のことについ

て書きたいのです。今度でございます政策

委員会、それが今度は金融関係、商業

関係、工業関係、農業関係、こういうも

もそういう意味ではないと思うのであ

りますけれども……

結果としまして、それと同時に全面的に検討を要する点は検討するということにいたしたいというふうに考えておるわけござります。

○波多野鼎君 先程の質問の続きですが、第十号の今度ハですが、「当該年

中ニ於ケル監督政策ノ変更」というの

は、監督政策が年々變るかも知れない

ということをここで予想しておるわけ

なんだが、この監督政策といふのは

一体どうらいことなんですか。内容

は……

○政府委員(西原直蔵君) 監督の政策

いたしましては、金融機関に対する

監督といふ点から申しますと、いろい

る取引の契約等によりまして金融機関

の貸出の方法とか、その他について

条件を附けておる場合がござりますの

れはどうしても納得ができない。將來

それをこのままにして置く、そして

規限だけやたら法を通して與える、こ

れはどちらとしても納得ができない。將來

の問題じやありませんから、私はむし

るこの際考へ直されて、何も罪を仄山

決めようといふのじやございません。

併し一般國民はかうような苦しい法律で

も守つておるのでありますから、特に

優位の地位にあるところの日本銀行の

経費、その他の役員、これらの人たちは

普通にやつておれば、容易に法律違反

になる筈がない。余程の間違を犯した

場合にこういうことになるのであります

から、当然これは一歩出し直された

方がないのではないか、出し直される

御意思があるかどうか伺つてみます。

した債券を預やすとか、その自己資本を充実、もつと外の方法で充実させる

とか、又は大口の貸出を成るべくし

ないようにするとか、いうようなことを

やつておるかどうかといふことが監督の対象により問題であると、こう思

いがね、だから監督政策と言えば、

普通の事務の監督という意味から申しますと、金融機関の内部の留保を多く

いたしまして、それと同時に全面的に検討を要する点は検討するというこ

とにいたしたいというふうに考えてお

るわけでござります。

○波多野鼎君 先程の質問の続

ぎです

が、第十号の今度ハですが、「当該年

中ニ於ケル監督政策ノ変更」というの

は、監督政策が年々變るかも知れない

ということをここで予想しておるわけ

をするといふことがあつてそれの報告

をやるというならば話は分けるけれども

市中金融機関に対する監督などとい

うのは一つもこれにはないのですよ。

○波多野鼎君 どう言われるといふの

は「一つもこれにはないのですよ」

とがなくてはならない。そういう監督

をするといふことがあつてそれの報告

をやるというならば話は分けるけれども

おるでのござります。

○天田勝正君 私は參與のことについ

て書きたいのです。今度でございます政策

委員会、それが今度は金融関係、商業

関係、工業関係、農業関係、こういうも

もそういう意味ではないと思うのであ

りますけれども……

○波多野鼎君 先程の質問の続

ぎですが、第十号の今度ハですが、「当該年

中ニ於ケル監督政策ノ変更」というの

は、監督政策が年々變るかも知れない

ということをここで予想しておるわけ

をするといふことがあつてそれの報告

をやるというならば話は分けるけれども

おるでのござります。

○天田勝正君 私は參與のことについ

て書きたいのです。今度でございます政策

委員会、それが今度は金融関係、商業

関係、工業関係、農業関係、こういうも

もそういう意味ではないと思うのであ

りますけれども……

ました法律でございまして、その当時のござりますれば五千円の過料といふものは相当な罰金であつたのでござりますが、現在におきましては相当低く相成ておりますので、こういうものにつきましては將來いろいろ根本的

にいろいろな点で改訂を必要とする点があると考へられますので、

そういう場合には十分現在の事情に合

ふうに考へております。

それから第二の点の、この法律が勅

命とござりますのが非常に現状といつ

たまして不適当だといつてございま

すが、これは日本國憲法施行の際際に

効力を有する勅令の規定の効力等を

する法律によりまして、その当時さ

いました法律の中で勅令とございま

すのは政令と読み替えるものとするとい

うふうに規定されておりますので、現

在といだしましてこれは政令と読み替える

という取扱いになつていています。

○天田勝正君 私の質問しました第一

の点ですね。これは将来の問題ではな

く、現在と比較した場合でもやはり私

はバランスが取れないのではないか、

私は本来このいろいろな罪などは極め

て軽い方がいいといつう意見を持論とし

て持つておるのであります。併し不公平とい

うものが一番いけないことであつて、

農民の方から見ればただ自分の持つて

いるものを賣つた。而も供出をしてい

ないのを賣つた。而も超過供出を一〇%は

一つ強制的に取上げるといつだめ

て検討を命ぜられております。その

いかと私共は考へるのだけども、今

せいましたより問題なのは、その

規定に於ける過料が現状として非常

に高くなっています

こと、それが日本銀行への

預け金、或いはレザーヴ・リクターアイ

メントの変更とか、或いは金利の上

げとか、利率もござります、預金の

利率もござります、保証料とか手数料

的なものもこの金利の中には入るわけ

あります。金利につきましては、貸出

金利、預り利もござります、預金の

預け金、或いはレザーヴ・リクターア

メントの変更とか、或いは金利の上

げとか、利率もござります、保証料とか手数料

的なものもこの金利の中には入るわけ

いう制度ができたのでございますが、この現在に参画になつておられます方々の数は十一人でございます。そのうち金融界の方が大体三人、産業界の方が四人、その他学識経験者か……

○波多野嘉君 らよつと委員長途中で記名投票がありますから一應休憩いたしまして引続いて続行することにしては……

○波多野嘉君 休憩いたしまして午後五時二十五分休憩

午後六時五十七分開会

○委員長(櫻内辰郎君) 休憩前に引続

き委員会を開きます。
日本銀行法の一部を改正する法律案について御審議を願います。御質疑はありませんか。

○波多野嘉君 この十三條の四ですが、政府委員会のところで「大蔵省ヲ代表スル者一人」となつておる、ここに言つておる「代表スル」というのはどういうのを含んでおりますか。

○政府委員(西原源蔵君) 「大蔵省ヲ代表スル」といふのは大蔵大臣でなければござりまする大蔵省の職員といふ意味でございます。

○波多野嘉君 昨日だつたか一昨日だつたかの新聞に大蔵省を代表するものとして、この委員に加わる人の下馬評といふのが新聞辞令が出ておつたのです

が、それを見ると、何とか局長といふのがその候補者である、大蔵大臣が指名する候補者であるということが出でましたのであります。それを見て僕の感じたことは一般に或る組織体を代表

するという場合の代表といふのは、その組織体の恐らくだらうと思うのであります。これは役所についていえば、大蔵大臣が若しくは大蔵次官ぐらいのものでなかろうかと思つておつたのであります。

○政府委員(西原源蔵君) この政策委員会の委員といひましての仕事から申上げますと、外の任命委員の方はすべてフル・タイムの委員でございまして、そしして原則として他の職との兼職等も禁じられております上に、大体中日本銀行において勤務をするといふ関係になつております。従いましてその大蔵省を代表する委員といたしますても、やはり殆んど日本銀行に参ることに相成るといふふうに考へております。

○波多野嘉君 ちよつと申上げますが、大蔵大臣がお見えになりましだから、大蔵大臣に対する御質疑がありましたら……

○波多野嘉君 今、大蔵大臣から一つ御質問願いたいと思います。

○國務大臣(池田萬人君) 御質問の点は、「大蔵省ヲ代表スル者」というその「代表」の意味の上りでござりますが、これは大蔵省の職員を私が任命いたしまして、この政策委員会に出席させるために使つておるが大体代表する者として指名されることになるのではないか、

○波多野嘉君 いろいろな意味から殆んどフル・タイムで日本銀行に詰め得るような人が大体代表する者として指名されることになるのではないか

といふうに考へられております。

○波多野嘉君 だから僕がきいておるの

は、ここで代表というふうに考へておるが、

うふうなことで、そういう大蔵大臣が指名いたしますれば、それで代表する者といふふうに考へております。

○波多野嘉君 大体こういふふうに考へておるが、

行政訴訟なんかにいたしましても、大

蔵大臣の代理として出で、こういうこ

とは差支えないと私は考へております。

○波多野嘉君 その点は後に廻して、

第十三條の五のところに任期の満了後

の問題が出ておるわけですが、その規

定は十三條の五の三項ですが、この規

定は一種の懲罰的な規定、そういう意

味のものでしょかどうですか。

○政府委員(愛知揆一君) 私から御答

えいたしますが、これは先般來お答え

いたしておりますように、懲罰的なも

体の代表といふならば、その組織の全般の事務に通じた者、そうして全般の組織体の恐らくだらうと思うのであります。これは役所についていえば、大蔵大臣か若しくは大蔵次官ぐらいのものでなくちや、代表といふ言葉は使えないのですよ。

○政府委員(西原源蔵君) 特定の仕事でなかろうかと思つておつたのであります。

○政府委員(西原源蔵君) 大蔵省の全般の意思を表現と申しますか、代表をして置かれるといふ上うな意味で、代表する者として書かれはあるのでございませんが、それを指定いたします方法として、大蔵大臣が指名する、こういふ大体形式をとることに相成ると思うのであります。

○波多野嘉君 指名することは差支えないのであります。

○國務大臣(池田萬人君) その点は、大蔵大臣が認めればよいのではないか

ないのですよ、指定する相手方は、指名を受ける者が代表としての資格あります。

○波多野嘉君 指名することは差支えないのであります。

○國務大臣(池田萬人君) その点は、大蔵大臣が認めればよいのではないか

ないのですよ、指名する相手方は、指名を受ける者が代表としての資格あります。

○波多野嘉君 その規定と、あとの附則の第二項にある規定と合せて見ますと、第一期の任命委員の任期は一人につきましては一年、一人については二年と、こんなふうに四年じゃないのです。そうしますと、第一期の委員として選ばれて一年の任期になつた人は、

退職後二年間は、本当に一年間の仕事は十分やつたのだけれども、二年間は金融機関に地位を占めることができないということになるのですか。

○波多野嘉君 特定の仕事には十分やつたのだけれども、二年間は金融機関に地位を占めることができないということになるのですか。

○波多野嘉君 ただ併しながら十三條の五の二項で再任されることができます。

○國務大臣(池田萬人君) 特定の仕事につきまして、大蔵大臣の代理としまして出で、任命する例は、個々の場合であります。

○波多野嘉君 再任されることは、そ

れは勿論あるでしょけれども、それ

は必然的な問題じやないのです。必要

的なものとしては、再任ということは予想されませんから、こういうような

規定がありますと、第一期の委員に非

常に優秀な委員を選ぶといふことは、非常に困難になるのじやないかと思

います。

○政府委員(愛知揆一君) これは制度的な問題としては、最初から四年といふことに限定いたしましたと、一時に全

部の方が変ることが予想されます。

で、建前としては一年、二年、三年と

感じたことは一般に或る組織体を代表

開用語としてもそりだけれど、組織

名される、こういふことであるとすれ

いたしておりますように、懇親的なも

が六月になつてお、その他の税につ
きましては、極力いわゆる早期に、早
く機会に徴税して、歳出は毎月々平
均で出る、殊に今年は災害復旧費な
どは、正確な数字が分りませんが、大体
六、七十億円ではないか、合計三百億
円程度と考えております。

○油井賢太郎君 三百億というと相当
の巨額になつておりますが、これの現
在の運営状況はどういうふうになつて
おりますか。只今日日本銀行の法案が審
議されておりますが、これに関連しま
して、日本銀行関係の政府委員からも
その詳しいことがお分かりでしたらお聽
きしたいと思いますが、政府預金とし
て預金されておるのですか、或いはそ
の政府預金の形から、更に形を変えて
指定預金というようなことで以て市中
銀行に放出されておりますか、その割
合、或いは金額等お分りはあるだけお
答え願いたいと思います。

○國務大臣(池田寅人君) 私は予算審
議をお願いいたしております場合に触
れたかと思ひますが、できればこれを減税の方に充てたいという考
えを持つております。併し財政法上は
半分国債償還といたることになつてお
りますので、これを変えて、とにかく
この際減税とか、或いは必要な方面に
向けて行きたいという気持ちを持つてお
ります。

○油井賢太郎君 減税に充てたいとい
うことでは結構なお話で、我々も意を
強くするのであります。が、会期はそう
しますと今日まで以て終りになるか、又
明日で以て終りになるか分りません
が、約三ヶ月ぐらいの休会であつて、
その後に九月頃に更に補正予算の臨時
国会を開催するというようなことは、
新聞にちよい／＼見えておりますが、
大体そんな工合に心得ておいてよろし
いものですが。

○國務大臣(池田寅人君) 税制に關し
ては、先づきから実は事務的
なことを可なり、質疑をいたしまし
て、まだその答弁が残つておるのです
が、折角大臣が見えられておりますか
ら大臣に質問します。

この法文の一体書き方が相当無理が
あります。十三條の二といふ所から
九月まで、ただこれを入れたとい
うだけでありますけれども、可なり大
部なものを入れまして、普通で言え
ば、私はこれはずつと急がずして入れ
たならば第何條々々、又あと繰下げる
とか、普通そうされておると思うので
す。それがこういうように可なり急い
でこの條文を作つたということは明か
であります。が、而も相当不備な点があ
ります。ところどころした急需な法律
をどうしでも作らなければならぬと

いう制度を作るわけでありますけれど
も、同時に相当重要な課でもございま
す。しかし、選任者を求めるることは非常に困
難でもあるからと思われますので、実
際問題としては、私は再任の規定とい
うものは非常に重視される場合が多い
であると、かように考えております。

○油井賢太郎君 ちよつと大藏大臣に
緊急お尋ねしたい点があるのですが、
國会の会期ももう終りに近づきまし
て、我々といたしましては、あと暫く
は、或いは三ヶ月くらいの休会に入る
かと思うのでありますから、この際特
にお尋ねしたい点があるのです。

それは昭和二十三年度の租税及び印

紙收入というような政府の收入が、相
当見込みよりも短えておると、いうの
は、これは虚偽もない事実であります
が、大体それが三百億と言われ或いは
五百億と言われておりますが、その金
額の大体の見通しはもうおつきになつ
たと思いますが、目下のところどの程
度になつておりますか。

それともう一つは、歳出の分につき
ましての二十三年度の予算と政府支拂
との差が大体どの程度になつております
か。この二点を取敢えずお答え願い
たいと思います。

○國務大臣(池田寅人君) 租税收入の
自然増收は、大体二百五十億円前後と
考へておられます。法人税或いは労働所
得税につきましては増收でございます
が、事業所得税の千二百億円につき
ましてはちよつと赤字が出ており、そ
の他の税には黒字のものも赤字のもの
もありますが、大体二百五十億円前後
を考へております。

二十三年度の不用額につきまして

は、正確な数字が分りませんが、大体
六、七十億円ではないか、合計三百億
円程度と考えております。

○國務大臣(池田寅人君) 更に昭和二十四年度
の予算がもう二月も実施されておるの
であります。が、租税、或いはその他の
財政面の收入が予定通り運んでおるの
ですか。それとも相当狂いがあります
か、世間では最近ディス・インフレと
いう現内閣の政策にも拘わらず、相当
のデフレ傾向を示しておつて、或いは
破綻を來はしないかというような懸
念も相当されております。そういうと
きに今後の見通しとしても、税の收入
といふことについては、相当狂いがあ
ります。又取引高税等においても、実際の
予算と現在收入になつておるのも、
食い違ひもあるのではないかと思うの
であります。が、その点どんな工合にな
つておりますか。

○國務大臣(池田寅人君) 税の問題につきましては、先づき申し上げましたよう
に事業所得税につきましては、少し赤
字が出たと思います。二十三年度におき
まして取引高税が予定通り入らなかつ
たような状況でござります。何分にも
年度初めの租税收入といふのは、非常
に入りにくいのが從來の例でございま
して、殊に今議会で御審議願いました
ように所得税の申告は、普通ならば四
月の四日から三十日までに申告して納
税するのでございますが、議会の関係
上実は私としては、所得税につきまし
て今議会に改正案を出したいたいという氣
持があつたものでござりますから、所
得税の納期を延ばしまして、六月と、

が六月になつてお、その他の税につ
きましては、極力いわゆる早期に、早
く機会に徴税して、歳出は毎月々平
均で出る、殊に今年は災害復旧費な
どは氣候の関係で非常に進んでおりま
すので、第一四半期にうんと出すよう
な計画をいたしております。併し歳入
の方は、所得税に特例を設けました
し、今の場合例年よりもちよつと悪い
税等を徴収するよう努力いたしております。
ただ技術的にはそれを徴収するより努力いたしてお
ります。今年度の收入につきましては、大
たび／＼申上げておりますように、大
体五千百億円程度の收入が確保できる
と考へております。ただ技術的にはそ
れだけの税金をいつ取るかともうこと

になりますと、方針は成るべく早くか
らたつて行きたい、こういふ考へでござ
ります。

○委員長(星野辰郎君) 他に御質疑は

ございませんが。

○天田勝正君 先づきから実は事務的

なことを可なり、質疑をいたしまし
て、まだその答弁が残つておるのです
が、折角大臣が見えられておりますか
ら大臣に質問します。

この法文の一体書き方が相当無理が
あります。十三條の二といふ所から

九月まで、ただこれを入れたとい
うだけでありますけれども、可なり大
部なものを入れまして、普通で言え
ば、私はこれはずつと急がずして入れ
たならば第何條々々、又あと繰下げる
とか、普通そうされておると思うので
す。それがこういうように可なり急い
でこの條文を作つたということは明か
であります。が、而も相当不備な点があ
ります。ところどころした急需な法律
をどうしでも作らなければならぬと

いう理由と、このことをお聞きするのには、すでにあと二ヶ月か三ヶ月で必ず臨時国会が開かれるということは明確であります。それまでに待てずして、今日只今直ぐこの法律を適用しなければならないという特別な理由が何かおありでありますから御説明願いたいと存します。

○國務大臣(鶴田謙人君) 御承知の通りに今回予算は、一般会計のみならず特別会計、政府関係諸機関におきまして完全なる均衡予算を作つたのでござります。そうして財政面が金融面におんぶすることもなくいたしました。

本当に今度は金融面におきまして、いわゆるディス・インフレの線に沿つて、民主的に、或いは銀行が公共性をうんと發揮するようにしなければならん。その意味におきまして、この日本銀行法の一部改正を出した次第でござります。急いでだから法文が悪くなつたとござります。今回の予算の一連の法律案でござりますのでこれは……

○天田勝正君 ではこの国会におきまして、これが仮に否決になるといたしまれば、どのような支障が來たすのありますか、

○國務大臣(鶴田謙人君) 否決になつたらどういうような支障があるか、今まで見ても日本銀行の公共性、民主性といふものが十分に發揮できなかつて御審議願つてゐるのであります。

○天田勝正君 ではその他の点について伺いますが、今回の改正は主として政策委員会に関することであります。その政策委員会の中、重要な二つの椅子は政府の代表者が入ることに

なつております。特に大蔵省を代表する者といひ先程のお言葉がありますように、そうした大蔵大臣の代理とも思ひ人がこの政策委員会に入りました。今日只今直ぐこの法律を適用しなければならないという特別な理由が何かおありでありますから御説明願いたいと存します。

○國務大臣(鶴田謙人君) 御承知の通りに今回予算は、一般会計のみならず特別会計、政府関係諸機関におきまして完全なる均衡予算を作つたのでござります。そうして財政面が金融面におんぶすることもなくいたしました。

本当に今度は金融面におきまして、いわゆるディス・インフレの線に沿つて、民主的に、或いは銀行が公共性をうんと發揮するようにしなければならん。

その意味におきまして、この日本銀行法の一部改正を出した次第でござります。急いでだから法文が悪くなつたとござります。今回の予算の一連の法律案でござりますのでこれは……

○天田勝正君 ではこの国会におきまして、これが仮に否決になるといたしまれば、どのような支障が來たすのありますか、

○國務大臣(鶴田謙人君) これは大蔵省を代表いたしまして政策委員会に出席いたしますのは、大蔵省の代表者として政策決定について意見を申述べます。従つてこの代表者は安本を代表する者と共に決議に参加することはないと存ります。

○天田勝正君 ではその他の点について伺いますが、今回の改正は主として政策委員会に関することであります。その政策委員会の中、重要な二つの椅子は政府の代表者が入ることに

なつております。特に大蔵省を代表する者といひ先程のお言葉がありますように、そうした大蔵大臣の代理とも思ひ人がこの政策委員会に入りました。今日只今直ぐこの法律を適用しなければならないという特別な理由が何かおありますから御説明願いたいと存します。

○國務大臣(鶴田謙人君) 御承知の通りに今回予算は、一般会計のみならず特別会計、政府関係諸機関におきまして完全なる均衡予算を作つたのでござります。そうして財政面が金融面におんぶすることもなくいたしました。

本当に今度は金融面におきまして、いわゆるディス・インフレの線に沿つて、民主的に、或いは銀行が公共性をうんと發揮するようにしなければならん。

その意味におきまして、この日本銀行法の一部改正を出した次第でござります。急いでだから法文が悪くなつたとござります。今回の予算の一連の法律案でござりますのでこれは……

○天田勝正君 ではこの国会におきまして、これが仮に否決になるといたしまれば、どのような支障が來たすのありますか、

○國務大臣(鶴田謙人君) これは大蔵省を代表いたしまして政策委員会に出

不均衡が結局国民の腐心を買つてゐる基になります。ここにこれだけ大きな権限を持つております。而して又、監理するのでござります。而して又、監理するのでござります。

○天田勝正君 それは誠に不思議な意

見を承るもので、根本的に私共と考えが違います。私共は如何なる仕事に從事いたしましても指導的な立場に立つておられるもので、底納得いたさないだらうと存じます。

○天田勝正君 実は任命委員の権限と責任との問題について、先程事務当局におきましたのであります。されば、任命委員の罷免される場合が十三條の六に付と規定しております。自分

の本法に背いた場合でも過料に済む

銀行監理官といふものはは日本銀行の監理官によって一体その監理が十分であります。そこで銀行監理官の方は常識から考えましても、その政策委員会の人よりも普通下位である人が任命されると思ひます。そうした重複した銀行監理官によつては、その監理が十分であります。されば、上位の人が任命されるべきかどうか、これに甚大疑惑を持つておりますが、そうした必要はないと思ひます。そうした重複した銀行監理官によつては、その監理が十分であります。されば、上位の人が任命されるべきかどうか、これに甚大疑惑を持つておりますが、そうした必要はないと思ひます。されば、上位の人が任命されるべきかどうか、これに甚大疑惑を持つておりますが、そうした必要はないと思ひます。

○天田勝正君 そつすると銀行局長は十九條によつて、日本銀行の役職員全部が公務に従事する公務員とみなされると考へてゐるのであります。

○政府委員(愛知揆一君) そういう意

見もあり得るわけでござりまする。余りに誰が考へても妥過ぎる、罰金と

以下全部役人と同様の規制を受けるわ

けでござります。それの方がむしろ根

柢がこのように安易に失するみずから

込まれるところの御意見がありますか。

○天田勝正君 どうぞ私

はこのようにお考へになつておりますが、それ方が私は信用を受けるに適當であると考へます。それ方の立場を譲るの

立場を譲つておかれたいと存じます。

○政府委員(愛知揆一君) そういう意

見もあり得るわけでござりまする。余りに誰が考へても妥過ぎる、罰金と

以下全部役人と同様の規制を受けるわ

けでござります。それ方がむしろ根

柢がこのように安易に失するみずから

込まれるところの御意見がありますか。

○天田勝正君 どうぞ私

はこのようにお考へになつておりますが、それ方が私は信用を受けるに適當であると考へます。それ方の立場を譲るの

立場を譲つておかれたいと存じます。

○政府委員(愛知揆一君) そういう意

見もあり得るわけでござりまする。余りに誰が考へても妥過ぎる、罰金と

以下全部役人と同様の規制を受けるわ

けでござります。それ方がむしろ根

柢がこのように安易に失するみずから

込まれるところの御意見がありますか。

○天田勝正君 どうぞ私

はこのようにお考へになつておりますが、それ方が私は信用を受けるに適當であると考へます。それ方の立場を譲るの

立場を譲つておかれたいと存じます。

○政府委員(愛知揆一君) そういう意

見もあり得るわけでござりまする。余りに誰が考へても妥過ぎる、罰金と

以下全部役人と同様の規制を受けるわ

けでござります。それ方がむしろ根

柢がこのように安易に失するみずから

込まれるところの御意見がありますか。

○天田勝正君 どうぞ私

お尋ねでございまして、本法が非常に半句が練れてない点があるということは、私の日本語の能力を以てしても率直に承認いたします。ただ併しながら御承知のようにこの日本銀行政策委員会と申しますのは、必ずしも從來の規定における日本銀行或いは中央銀行の業務といふものから必ずしも律得られない、更に新らしい段階における性格を持つておりますので、例えば具体的に申しますならば十三條の三の第六号に「日本銀行ト契約關係ヲ有スル金融機関ノ日本銀行預金ノ割合ノ変更」という項がございます。これはいわゆる連邦準備銀行的な日本中央銀行と金融機関との間ににおけるところの預金の支拂い準備率を変更するというようなものでございますが、これは現在のところ原則の問題としてはまだこういう制度は日本の現状においては行われておりません。併しながら今後政策委員会が発足したしました場合に、こういうことが一つの政策の狙いになるのではなかろうかというので、むしろ法文の方が先行していると申しますが、そういう意味を持つてゐるわけであります。同様のことは第七号についても言えるでございまして、第七号はいわゆるマージン・リクエイメントの制度でございますが、これも亦現在の日本の中央銀行と金融機関或いは証券業者との関係においては、これがございません、ありますねけれども、それをなし得るようになつたのです。従つて、その結果として規定したといふことは、この日本銀行法が作られましたことにおいて、かなり旧來の感覚から飛躍している面があるわけでございましたして、そういう微妙な且つ飛

躍しているような考え方から申します。ならば、或は程度從来の日本語をして必ずしも練れておりませんけれども、考え方のはしりを表わしているところの意味で御了解願いたいと思ひます。又更に「例申上げます」ならば、第十三條の三の第四号等も必ずしもこれは練れておらんと思いますが、これ亦將來の何と申しますか外國的な感覺から眺めました場合に、中央銀行の業務として字句等を練りますと書いて置いた方が適当じやなかろうかという配意も実はあるわけであります。それから第二の点でありますのが、これは御承知のようないい處であります。それから第三の点でありますのが、外國爲替委員会がすでに発足をいたしておりまして外國爲替の取引その他についてはまだ外國爲替監理法が現在の状態においてはできておらんのであります。それは御承知のようないい處であります。それから第三番目には、現在は恐らく外國爲替の實質は國內ではやつておらないと思うのであります。ドル勘定のいわゆる爲替關係につきまして日本政府或いは日本銀行といふものが全く外國爲替の實質は國內ではやつておらないと思いますが、ドル勘定のいわゆる爲替關係につきまして日本政府委員会(愛知役一室) 第二十三條 得」という條項がありますが、「必要アリト認ムル」というような文字をわざわざ使って外國爲替の實質をすればそれが日本銀行としての建前なのですから、一度お答えで得る状態にはないわけでございます。

○油井賢太郎君 実は日本銀行法では第二十三條で以て「必要アリト認ムル」とキハ外國爲替ノ實質ヲ爲スコトヲ得」という條項がありますが、「必要アリト認ムル」というような文字をわざわざ使って外國爲替の實質をするというのが原則としてはやらないといふと書いて置いた方が適当じやなかろうかという配意も実はあるわけであります。それから第二番目には、現在は恐らく外國爲替問題においては大藏大臣なら只今局長のお話によれば、大藏大臣なら只今局長のお話によつて相当お分りになつておられるようですが、一應承つて置きます。

○政府委員(愛知役一室) 第二十三條 换算率その他のにつきましては、本来大臣の所管に属しておるもののがござりますのであります。恐らく大藏大臣からも只今の問題につきましては的確にお答えする段階にないかと私も想いながらお聞かせ願いたいと思います。そこで、外貨の換算率その他のにつきましては、本来大臣の所管に属しておるもののがござります。要するに、日本銀行ノ割引率も十三條三号の「日本銀行ノ割引手形の種類」一体「割引手形ノ種類」などといふ言葉を使つて、ただ外貨の行政官廳でございます。ただ外貨の兌引をすると言えどもつと分かるように思つてますが、何か謎い物をして針はどんどん進んでおるのに後で糸がむつばれておつて、ぐうと来て糸が結つておるよう頭に入つて来ないところが多いと思うのです。それだけはこの委員会の努力でまとめて分り易い日本語にしておつて、どうぞ頭に入つて来ないところまでございましたので、審議を打切りました。

○小吉山常吉君 日本銀行の一部を改正する法律案を毎日に亘りまして審議をいたしましたので、審議を打切りましたして討論を願いたい、そうして解決を願いたいと願います。

○政府委員(愛知役一室) 第二十三條 の「必要アリト認ムルトキハ外國爲替ノ實質ヲ爲スコトヲ得」とございますのは、この日本銀行法が作られましたことにおいては、御承知のようになつて、御審議を行つたので、審議を打切りましたして、その後法案等が累積し、その審議に任務され、所期の目的を十分に達成することはできなかつた。

○正金銀行 第二十三條 今般シナウド博士を中心とする我

罐を中心にやつておつたわけでござりますが、それに対しまして必要ある場合はというのが現在残つてゐるわけ

でございます。従つて、こういふ点につましましても、今後第二次御指摘の点でござりますが、そういう問題が逐次ほ

どれるに従いまして、更にいゝ中央銀行法を作り得る状態になるかと思うの

であります。それから第一の点でありますのが、これは御承知のようになつておりまして、外國爲替委員会がすでに発足をいたしております。そこで外國爲替の取引その他についてはまだ外國爲替監理法が現在の状態においてはできておらんのであります。それは御承知のようになつておりまして、外國爲替委員会がすでに発足をいたしておられます。それで御承知のようになつておらんのであります。それは御承知のようになつておりまして、外國爲替監理法が現在の状態においてはできておらんのであります。

○委員長(屋内辰郎君)

小宮山さんに

頼みたいと思います。
○森下誠一君 質疑を打切ることに私は異議ありませんがどう考へても私は

この日本語の分りにくいところは訂正してみつと分り易い法律にする方がいいかと思うのですが、波多野さん

に修正意見があつて法制局を通じて関係方面に折衝していいところと悪いところとあつたようなんですが、その意味を変えなくてそのまま、日本語をもつと完全にすることには一向関係方面

に思つておらずなんですが、その意味でござりますが、そういう問題が逐次ほ

どれるに従いまして、更にいゝ中央銀

行法を作り得る状態になるかと思うの

であります。それから第二の点でありますのが、これは御承知のようになつておらんのであります。それから第三の点でありますのが、これは御承知のようになつておらんのであります。

○委員長(屋内辰郎君) 小宮山さんに

頼みたいと思います。
○森下誠一君 質疑を打切ることに私は異議ありませんがどう考へても私は

この日本語の分りにくいところは訂正してみつと分り易い法律にする方がいいかと思うのですが、波多野さん

に修正意見があつて法制局を通じて関係方面に折衝していいところと悪いところとあつたようなんですが、その意味

を変えて、日本語をもつと完全にすることには一向関係方面

に思つておらずなんですが、その意味でござりますが、そういう問題が逐次ほ

どれるに従いまして、更にいゝ中央銀

行法を作り得る状態になるかと思うの

であります。それから第二の点でありますのが、これは御承知のようになつておらんのであります。それから第三の点でありますのが、これは御承知のようになつておらんのであります。

○委員長(屋内辰郎君) そ

うではそ

うことに願ひます。それからこの際ちよつとお詫びいたします。調査報告書を議長へ宛てて提出されることはなりませんでしたが、その報告書の案文を朗読いたしましたから、御承

認を願いたいと思います。

○委員長(屋内辰郎君) そ

うで

うことに願ひます。それからこの際ちよつとお詫びいたします。

○委員長(屋内辰郎君) 小宮山さんに

頼みたいと思います。
○森下誠一君 質疑を打切ることに私は異議ありませんがどう考へても私は

この日本語の分りにくいところは訂正してみつと分り易い法律にする方がいいかと思うのですが、波多野さん

に修正意見があつて法制局を通じて関係方面に折衝していいところと悪いところとあつたようなんですが、その意味

を変えて、日本語をもつと完全にすることには一向関係方面

に思つておらずなんですが、その意味でござりますが、そういう問題が逐次ほ

どれるに従いまして、更にいゝ中央銀

行法を作り得る状態になるかと思うの

であります。それから第二の点でありますのが、これは御承知のようになつておらんのであります。それから第三の点でありますのが、これは御承知のようになつておらんのであります。

○委員長(屋内辰郎君) そ

うではそ

うことに願ひます。それからこの際ちよつとお詫びいたします。

○委員長(屋内辰郎君) 小宮山さんに

頼みたいと思います。

○森下誠一君 質疑を打切ることに私は異議ありませんがどう考へても私は

この日本語の分りにくいところは訂正してみつと分り易い法律にする方がいいかと思うのですが、波多野さん

に修正意見があつて法制局を通じて関係方面に折衝していいところと悪いところとあつたようなんですが、その意味

を変えて、日本語をもつと完全にすることには一向関係方面

に思つておらずなんですが、その意味でござりますが、そういう問題が逐次ほ

どれるに従いまして、更にいゝ中央銀

行法を作り得る状態になるかと思うの

であります。それから第二の点でありますのが、これは御承知のようになつておらんのであります。それから第三の点でありますのが、これは御承知のようになつておらんのであります。

○委員長(屋内辰郎君) そ

うではそ

うことに願ひます。

○森下誠一君 質疑を打切ることに私は異議ありませんがどう考へても私は

この日本語の分りにくいところは訂正してみつと分り易い法律にする方がいいかと思うのですが、波多野さん

に修正意見があつて法制局を通じて関係方面に折衝していいところと悪いところとあつたようなんですが、その意味

を変えて、日本語をもつと完全にすることには一向関係方面

に思つておらずなんですが、その意味でござりますが、そういう問題が逐次ほ

どれるに従いまして、更にいゝ中央銀

行法を作り得る状態になるかと思うの

であります。それから第二の点でありますのが、これは御承知のようになつておらんのであります。それから第三の点でありますのが、これは御承知のようになつておらんのであります。

○委員長(屋内辰郎君) そ

うではそ

うことに願ひます。

○森下誠一君 質疑を打切ることに私は異議ありませんがどう考へても私は

この日本語の分りにくいところは訂正してみつと分り易い法律にする方がいいかと思うのですが、波多野さん

に修正意見があつて法制局を通じて関係方面に折衝していいところと悪いところとあつたようなんですが、その意味

を変えて、日本語をもつと完全にすることには一向関係方面

に思つておらずなんですが、その意味でござりますが、そういう問題が逐次ほ

どれるに従いまして、更にいゝ中央銀

行法を作り得る状態になるかと思うの

であります。それから第二の点でありますのが、これは御承知のようになつておらんのであります。それから第三の点でありますのが、これは御承知のようになつておらんのであります。

○委員長(屋内辰郎君) そ

うではそ

うことに願ひます。

○森下誠一君 質疑を打切ることに私は異議ありませんがどう考へても私は

この日本語の分りにくいところは訂正してみつと分り易い法律にする方がいいかと思うのですが、波多野さん

に修正意見があつて法制局を通じて関係方面に折衝していいところと悪いところとあつたようなんですが、その意味

を変えて、日本語をもつと完全にすることには一向関係方面

に思つておらずなんですが、その意味でござりますが、そういう問題が逐次ほ

どれるに従いまして、更にいゝ中央銀

行法を作り得る状態になるかと思うの

であります。それから第二の点でありますのが、これは御承知のようになつておらんのであります。それから第三の点でありますのが、これは御承知のようになつておらんのであります。

○委員長(屋内辰郎君) そ

うではそ

うことに願ひます。

○森下誠一君 質疑を打切ることに私は異議ありませんがどう考へても私は

この日本語の分りにくいところは訂正してみつと分り易い法律にする方がいいかと思うのですが、波多野さん

に修正意見があつて法制局を通じて関係方面に折衝していいところと悪いところとあつたようなんですが、その意味

を変えて、日本語をもつと完全にすることには一向関係方面

に思つておらずなんですが、その意味でござりますが、そういう問題が逐次ほ

どれるに従いまして、更にいゝ中央銀

行法を作り得る状態になるかと思うの

であります。それから第二の点でありますのが、これは御承知のようになつておらんのであります。それから第三の点でありますのが、これは御承知のようになつておらんのであります。

○委員長(屋内辰郎君) そ

うではそ

うことに願ひます。

○森下誠一君 質疑を打切ることに私は異議ありませんがどう考へても私は

この日本語の分りにくいところは訂正してみつと分り易い法律にする方がいいかと思うのですが、波多野さん

に修正意見があつて法制局を通じて関係方面に折衝していいところと悪いところとあつたようなんですが、その意味

を変えて、日本語をもつと完全にすることには一向関係方面

に思つておらずなんですが、その意味でござりますが、そういう問題が逐次ほ

どれるに従いまして、更にいゝ中央銀

行法を作り得る状態になるかと思うの

これが多々あると考えるのであります

の体裁自体にあるのであります

十四年度予算実行の結果として非常に

委員にいたしまして、そして民間の

える、そういうような起つて悪い弊害

を持つのではないか、そう私は思われ

る、特に任命委員及び委員会の経費が

日本銀行の経費の中から支出されると

いう点は、この委員会の自主性を著し

く私は阻害するものと思う、而もこ

れの任命委員の給與及び経費といふもの

は、本來ならば日本銀行納付金として支拂い、或いはその経費に充てるべきものである、それならば自動的に國会の承認を経てそういうものを支出すべきものだと思う、從つてこれを実質的に解釈して行けば、私はこういうよう

な規定を設けることはこれは財政法の精神にも反しますし、又少し拘泥に言えれば、私は憲法の精神にも反すると思ひます。これはごまかしあると思ひます。これはごまかしある

ると思ひます。それを形式的に日本銀行の経費としてそれを支出して、そしで納付金を收めるまでの経費としてそれを差引いてしまふ、本來ならば実質的にはこれは國家が支拂うものなのであります。にも拘わらずそういう措置を講じない、といふことは、私は明かに財政の精神、憲法の精神に違反するのではないか、そういうふうに考へられるわけです。更に又

それがならないものなのであります。にも拘わらずそういう措置を講じない、といふことは、私は明かに財政の精神、憲法の精神に違反するのではないか、そういうふうに考へられるわけです。更に又

それがならないものなのであります。にも拘わらずそういう措置を講じない、といふことは、私は明かに財政の精神、憲法の精神に違反するのではないか、そういうふうに考へられるわけです。更に又

それがならないものなのであります。にも拘わらずそういう措置を講じない、といふことは、私は明かに財政の精神、憲法の精神に違反するのではないか、そういうふうに考へられるわけです。更に又

うな姑息な改正に対しは強く反対す

る者であります。

○黒田英輔君 私は本案に賛成をいた

者であります。私もどうぞ質問

をしたい点がありますのであります

が、すでに各委員からいろいろ御質問

等は不可分のものであります。切離して考えられないと思うのであります

。そういう点はどうなるのが非常に

疑問であると思うのです。通貨発行限度と金利の関係、それから例えばオーバン・マーケット・オペレーションなど

これは決して切離せないものであります

。それは非常に不明確

と思ひます。更に又先程波多野委員

も指摘されましたように、各條文に亘

ておらないいろいろな問題について

思ひますが、その点が非常に不明確

と思ひます。更に又先程波多野委員

も指摘されましたように、各條文に亘

ておらないいろいろな問題について

思ひます。更に又先程波多野委員

も指摘されましたように、各條文に亘

ておらないいろいろな問題について

なことはこれは決して勤労大衆のためにしたのではなく、これは戦争といふ馬鹿げた目的のためにすべての国民を等しく飢えさせるというふうな、そして最も激しく飢えさせるというふうなことの処置としてやつたことです。あります。が、併し今日この軍國主義が駆り又民主主義が他面に復活しまして、勤労大衆の政治活動が非常に旺盛になつておる、日本の独占資本の支配が非常に駆りつておるというふうな事態の下においては、非常にあやしい、この奇妙なことがありますけれども、併し戦時中の國有、官管の方向といふものは、実は最後においては、それが日本の眞に計画的な経済の運営の基盤として大きく存在しておつたのであります。ここからすでに社会主義に行かなければならぬといふことが、國民の間にも非常に強く感ぜられたとあります。恐らく今後日本銀行の問題は、この傾向から行きますれば幾多の問題が加えられ上とすると思ひます。が、今日の政策委員会は、その一步を踏み出します。我々はそういうふうな非難を果し得ないといふ、そういう効果を果し得ないといふ、そういう心であります。我々はこれが民主化になつていいないと、或いは又そういう効果を果し得ないといふ、そういう心であります。日本銀行に対する政府の監督権或いは支配権、これを一つも譲めではならない、又我々はこの日本銀行をこのようないわゆる政策委員会の形で

な点で、この法案を見るならば、政策委員会の構成からも、或いは又それが持つ権限からいたしましても、これが日本の現在の金融的な梗概や、混乱や、或いは又、今日の大変百切、經濟的な崩壊のこの根本的な原因をしておらずに、それをいよいよ中央銀行をさせ完全に握らせようとする、更にそこからこれを中心として一つの大きな金融寡頭支配の牙城を作らうとする、そういう意図は明顯なんであります。私達はそういう点に対し先ず根本的に反対するのであります。併しこのような日本の独占資本と言いますか、そういう人々のみずから支配を確立しようとする企団は、併し現実に世界の動きが極めて緩くなつておる世界自身が資本主義的に全く行詰まつておるだけではなくて、正に崩壊の、滅亡の前夜にあるというふうなときには、このようないわゆる政策委員会が、日本語でできておりません。この日本銀行法の一部改正法律案が、日本語でできていないのか、それともよその國の言葉できておるのかというふうなことは聞いきません、どちらにいたしましても、よければいいのであります。併し、疑惑なことには、これがどんな言葉によつて綴られていくよりも、決して日本を

に今日自分三人が、日本人自分一人が、日本の中を一人が何とかして立ち直るうと、そういうふうにあがくことになります。私達は今後恐らくそういうふうと立てるようなこのあがきが、我々日本に何をもたらしておるかといふことは、若しこのような方向で以て日本銀行法というものがますくいわゆる改正されて行くならば、いよいよ頭著に出来ると思ひます。大企業は、そういうふうなことに對して絶対反対なんであります。私達は細かいことは申しません。この日本銀行法の一部改正法律案が、日本語でできておりませんか。引続き戦時中政府が運輸交通委員会との連合委員会がある買収した鉄道の讓渡に関する法律案の答でありますから、このまま暫くお待ちを願いたいと思います。暫時休憩いたします。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御発言はない、それはただ自らの力によっては予算に現われたところのいろいろの会計、そういうものにはよく現わるが、それで、外國の人の力による資本の方に轉じなければこれができない。これは今日の予算問題、或いはなくして、外國の人の力によるものであります。池田、高橋龍太郎君は、そのときに御意見もなし。午後十一時五十八分開会

○委員長(櫻内辰郎君) 再開会いたしました。本日はこれで散会いたします。午後十一時五十九分散会

午後九時四十九分休憩	午後十一時五十八分開会	午後十一時五十九分散会
出席者は左の通り。	出席者は左の通り。	出席者は左の通り。
理事	法務局長 奥野 健一君	法務局長 奥野 健一君
委員長	厚生事務官 久下 駿次君	厚生事務官 久下 駿次君
櫻内 辰郎君	(銀行課長) 西原 直勝君	(銀行課長) 西原 直勝君
法務局側	大蔵事務官 愛知 捷一君	大蔵事務官 愛知 捷一君
	厚生事務官 久下 駿次君	厚生事務官 久下 駿次君
	法務局長 奥野 健一君	法務局長 奥野 健一君
	厚生事務官 久下 駿次君	厚生事務官 久下 駿次君